


第3次
加東市男女共同参画プラン



2019（平成31）年3月
加東市

はじめに



わが国では、少子高齢化が急速に進展し、人口減少による労働力不足や国民の価値観の多様化など、社会情勢が大きく変化する中、社会の多様性と活力を高め経済を発展していくために、男女共同参画社会の実現が、社会全体で取り組むべき重要課題と位置づけられています。

本市においては、まちのさらなる活性化をめざして、まちの未来を支え、創造するのは「ひと」であり、「ひとづくり」を中心としたまちづくりを進めており、男女共同参画社会の推進をその主要施策の一つとしております。

誰もがその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を目指すため、2009（平成 21）年度に「加東市男女共同参画プラン」を策定し、2014（平成 26）年度には「第 2 次加東市男女共同プラン」として計画を改定し、様々な施策に取り組んでまいりました。

このたび策定する「第 3 次加東市男女共同参画プラン」は、これまでの取組の成果や市民のみなさまの男女共同参画に関する意識、社会情勢の変化等を踏まえて、男女共同参画と女性活躍をさらに推進していくための指針として策定するものです。

しかしながら、アンケート調査結果には、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることが表れ、私たちを取り巻く制度や慣行の中には数多くの課題が存在します。また、女性の活躍を推進するためには、男性の働き方の見直しのほか、育児や介護と仕事を両立できる環境づくり等が求められています。

今後、本計画に基づき、家庭や地域、学校、職場など、あらゆる場において男女共同参画を推進していくため、市民、事業者のみなさまや各種団体、関係機関との協働のもと、各種施策を着実に推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました市民のみなさまをはじめ、多くの貴重なご意見を賜りました加東市男女共同参画プラン策定委員会委員のみなさまに心からお礼申し上げます。

2019（平成 31）年 3 月

加東市長 安田 正義

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画策定の背景.....	3
3 計画の性格.....	8
4 計画の期間.....	8
第2章 加東市の男女共同参画に関する現状.....	9
1 加東市の男女共同参画の現状.....	10
2 第2次加東市男女共同参画プランの取組.....	18
3 市民の男女共同参画に関する意識と実態.....	30
第3章 計画の基本的な考え方.....	43
1 基本理念.....	44
2 基本目標.....	44
3 施策体系.....	46
第4章 計画の内容.....	49
1 具体的な取組.....	50
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための基盤づくり.....	50
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画.....	57
基本目標Ⅲ お互いを尊重し合い、安心して暮らせる地域づくり.....	67
2 男女共同参画推進に関する指標.....	79
第5章 計画の推進.....	81
1 市の推進体制の確立と率先実行.....	82
2 活動拠点の整備.....	83
3 協働のまちづくりの推進.....	85
参考資料.....	87
1 関連法令.....	88
2 加東市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱.....	102
3 加東市男女共同参画プラン策定委員会委員名簿.....	103
4 第3次加東市男女共同参画プラン策定経過.....	103
5 用語解説.....	104

※説明が必要な言葉には「*」を付けています。参考資料に用語解説を掲載しておりますので、ご参照ください。用語解説は、あいうえお順に掲載しています。

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女共同参画社会基本法」において「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。わが国では、すべての人の機会の平等を保証するため、また、少子高齢化の急速な進展や人口減少が進むなかで、社会の多様性と活力を高め、経済を発展していくために、男女共同参画社会の実現が社会全体で取り組むべき最重要課題に位置付けられています。

誰もが人権や個性を尊重され、年齢や性別にとらわれずにいきいきと能力を発揮できる社会の実現をめざし、国においては1999（平成11）年6月に「男女共同参画社会基本法」に基づいて「男女共同参画基本計画」が策定され、県においては2001（平成13）年に「ひょうご男女共同参画プラン21」が策定されました。本市においても2009（平成21）年に「加東市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた歩みを進めてきました。

2014（平成26）年4月の「第2次加東市男女共同参画プラン」の策定以降、国においては2015（平成27）年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）*を施行し、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画*の策定を義務付けました（常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主については努力義務とする）。そして、同年12月に策定された「第4次男女共同参画基本計画」では、2020年度までに指導的地位*に占める女性の割合を少なくとも30%程度にするという目標（以下「30%目標」という。）が再確認され、実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）*の推進等、男女共同参画社会としてめざすべき社会の将来像が示されました。一方、県においては2016（平成28）年に第3次兵庫県男女共同参画計画である「ひょうご男女いきいきプラン2020」が策定されました。

このように、男女共同参画社会の実現に向けた取組が、国・県はもとより、市町村においても継続的に推進されてきました。平成30年度版「男女共同参画白書」によると、2017（平成29）年度のわが国の就業者数は女性2,859万人、男性3,672万人となっており、2013（平成25）年以降女性の就業率は増加しています。しかし、管理的職業従事者*に占める女性の割合は13.2%と低い割合となっており、国が掲げる30%目標の達成に向けては一層の努力が必要となっています。また、世界経済フォーラムによる男女間の格差を測る指標であるジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index: GGI）*の、2017（平成29）年におけるわが国の順位は144か国中114位と低く、国際的に見ても男女共同参画社会の実現が大きな課題となっている現状が見てとれます。

男女共同参画をめぐるこのような現状を踏まえ、本市でも引き続きすべての市民にとって住みやすいまちの実現に向けて男女共同参画意識の啓発や協働のまちづくりを推進していくために、「第3次加東市男女共同参画プラン」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国際連合（以下「国連」という。）は1975（昭和50）年の国際婦人年世界会議にて「世界行動計画」を採択、当年を「国際婦人年」とし、翌年から1985（昭和60）年までを「国連婦人の10年」と定め、女性の人権擁護と男女平等の実現のための国際的な行動を進めてきました。

1995（平成7）年の第4回世界女性会議（北京会議）では女性の人権がクローズアップされ、女性に対する暴力、メディア*、健康、意思決定、貧困等、12の問題項目からなる宣言及び行動綱領が採択されました。2000（平成12）年の「女性2000年会議」では、「北京行動綱領」の目標達成への決意を再確認する「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ」が採択されました。2005（平成17）年の第49回国連婦人の地位委員会（北京+10）では、「北京宣言」と「世界女性行動綱領」が再確認され、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取組を各国政府に求める「政治宣言」が採択されました。さらに、2010（平成22）年の第54回国連婦人の地位委員会では、「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議」の「成果文書」の実施状況の評価が主要テーマとなりました。

2012（平成24）年にはジェンダー*平等と女性のエンパワーメント*（潜在的能力の開発）のための国連機関（UN Women）が発足し、「女性のリーダーシップと参画の拡大」「女性の経済的エンパワーメント及び機会の増進」「女性と女兒に対する暴力の予防及びサービスへのアクセス拡大」「平和・安全・人道的対応における女性のリーダーシップの拡大」「あらゆるレベルの計画と予算におけるジェンダー平等への対応の強化」「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するグローバルな規範、政策、基準の構築」を優先課題領域とし、世界、地域、国レベルでのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた活動が促進されるようになりました。

2016（平成28）年には、国連は新たに「持続可能な開発目標（SDGs）」を設定し、2030年までのジェンダー平等の実現を目標の1つに掲げ、あらゆる場所で女性と女兒に対する差別に終止符を打つことをめざしています。

図表 世界の動き

年	世界
1975（昭和50）年	・第1回世界女性会議（メキシコシティ）
1976（昭和51）年	・「国際婦人年（国連婦人の10年）」始まる（～1985年）
1979（昭和54）年	・国連で「女子差別撤廃条約」を採択
1985（昭和60）年	・第3回世界女性会議（ナイロビ会議）
1993（平成5）年	・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択
1995（平成7）年	・第4回世界女性会議（北京会議）
2000（平成12）年	・国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク）
2005（平成17）年	・国連「北京+10」官僚級会合（ニューヨーク）
2010（平成22）年	・国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）
2012（平成24）年	・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関が発足
2016（平成28）年	・国連「持続可能な開発目標」の1つにジェンダー平等の実現を設定

(2) 国の動き

①「男女共同参画社会基本法」の制定及び「男女共同参画基本計画」の策定

わが国では、1999（平成 11）年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の形成促進に関する施策の総合的、計画的な推進に取り組んできました。また、2000（平成 12）年の「男女共同参画基本計画」の策定により、男女共同参画社会の形成に向けて 2010（平成 22）年までに取り組むべき施策の方向性が示されました。その後、「男女共同参画基本計画」は 2005（平成 17）年に第 2 次計画、2010（平成 22）年に第 3 次計画が策定されました。そして、2015（平成 27）年には、これまでの取組を評価・総括した「第 4 次男女共同参画基本計画」が新たに策定され、男女共同参画社会の実現が社会全体で取り組むべき最重要課題であることが改めて強調されました。

②「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）の制定等

2001（平成 13）年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）*では、国及び地方自治体の責務として配偶者暴力を防止するとともに、被害者の適正な保護を図ることが明示されました。DV防止法は 2004（平成 16）年、2007（平成 19）年、2013（平成 25）年の改正を経て、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても保護の対象となるよう範囲が拡大されました。また、近年は暴力の形態が多様化していることを踏まえ、DV防止法のみでなく、2014（平成 26）年の「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法）*制定、2017（平成 29）年の「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）*改正、同年の性犯罪に関する改正刑法の施行等、あらゆる暴力の防止に向けた取組が推進されています。

※DV防止法は、2013（平成 25）年の改正により「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」から名称が変更されました。

③「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）の施行

2015（平成 27）年には女性が職業生活でその希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行されました。2016（平成 28）年からは従業員 301 人以上の企業には女性登用の数値目標を含む行動計画の策定と情報公開が義務付けられ、300 人以下の企業には努力義務が課せられるようになりました。また、この法律により、女性活躍推進に関する取組を行っている企業に対しての認定も行われています。

④「男女雇用機会均等法」の改正等

2016（平成 28）年には「男女雇用機会均等法*」が改正され、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設されました。同年には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）の改正や、「女性活躍推進法」が制定されたことで、仕事と子育ての両立支援を進め、男女共に子育てをしながら働き続けることができる雇用環境整備についても定められるようになりました。

⑤「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定

2018（平成 30）年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざすこと等を基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定めるなど、自主的に取り組むよう努めること等を定めています。これにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することがめざされています。

第 4 次男女共同参画基本計画においてめざす社会

- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることのできる社会
- 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- 男女共同参画をわが国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

図表 国の動き

年	国
1977（昭和 52）年	・ 婦人問題企画推進本部が「国内行動計画」策定
1985（昭和 60）年	・ 「男女雇用機会均等法」制定（公布） ・ 「女子差別撤廃条約」批准
1987（昭和 62）年	・ 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定
1992（平成 4）年	・ 「育児・介護休業法」施行
1994（平成 6）年	・ 「男女共同参画審議会」を設置 ・ 「男女共同参画推進本部」を設置
1996（平成 8）年	・ 「男女共同参画ビジョン」を策定 ・ 「男女共同参画 2000 年プラン」を策定
1997（平成 9）年	・ 「男女雇用機会均等法」が改正
1999（平成 11）年	・ 「男女共同参画社会基本法」公布・施行
2000（平成 12）年	・ 「男女共同参画基本計画」策定 ・ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）施行
2001（平成 13）年	・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）施行
2004（平成 16）年	・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）改正
2005（平成 17）年	・ 「第 2 次男女共同参画基本計画」策定
2007（平成 19）年	・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」改正
2010（平成 22）年	・ 「第 3 次男女共同参画基本計画」策定
2013（平成 25）年	・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）改正
2014（平成 26）年	・ 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法）制定

2015（平成 27）年	・「第 4 次男女共同参画基本計画」策定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）施行
2016（平成 28）年	・「男女雇用機会均等法」改正 ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）改正
2017（平成 29）年	・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）改正
2018（平成 30）年	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」制定

（3）兵庫県の動き

兵庫県では、1978（昭和 53）年に「兵庫県婦人行動綱領」を制定し、その後、1985（昭和 60）年に「ひょうごの婦人しあわせプラン」、1990（平成 2）年に「新ひょうごの女性しあわせプラン」が策定され、「男女共生社会の実現」をめざして様々な取組が進められてきました。1992（平成 4）年には女性施策の展開拠点として「県立女性センター・イーブン」（2002（平成 14）年 4 月に「兵庫県立男女共同参画センター・イーブン」に改称）が開設されるなど、組織体制の充実も図られました。その後、第 4 回世界女性会議（北京会議）を踏まえ、1996（平成 8）年には「新ひょうごの女性しあわせプラン」の「後期実施計画」が策定され、より今日的な施策の展開が図られました。

2001（平成 13）年には「男女共同参画社会基本法」に基づく新たな法定計画となる「兵庫県男女共同参画計画」（ひょうご男女共同参画プラン 21）が策定されました。また、2002（平成 14）年には「男女共同参画社会づくり条例」を施行し、男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進するために、県の施策の基本的事項が定められました。2006（平成 18）年には、DV 防止法に基づく「兵庫県配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」が策定され、2009（平成 21）年には改正法を踏まえて改定し、男女共同参画社会に向けた施策を前進させてきましたが、その後、さらなる取組を展開する必要があるとして、2011（平成 23）年 3 月、「新ひょうご男女共同参画プラン 21」が策定されました。

また、県では活力ある地域社会を構成していくために、2015（平成 27）年に「兵庫県地域創生戦略」を策定しています。この地域創生でめざす社会の基礎としても男女共同参画社会を推進する取組が必要となっています。

このようなことを前提として、2016（平成 28）年には「ひょうご男女いきいきプラン 2020」（第 3 次兵庫県男女共同参画計画）が策定されました。同プランでは、今後予測される社会情勢の変化や、県の男女共同参画に関する現状を踏まえ、人々の生活様式や意識・価値観の多様化にも対応しながら、さらなる取組を展開できるよう計画内容の見直しが行われました。

第 3 次兵庫県男女共同参画計画「ひょうご男女いきいきプラン 2020」の重点課題

- すべての女性が活躍できる環境の整備
- 仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）の実現
- 家庭や地域における「きずな」の強化
- 安心して生活できる社会づくりの推進
- 次代を担う子どもや若者の育成

図表 兵庫県の動き

年	兵庫県
1978（昭和53）年	・「兵庫県婦人行動綱領」制定
1985（昭和60）年	・「ひょうごの婦人しあわせプラン」策定
1990（平成2）年	・「新ひょうごの女性しあわせプラン」策定
1992（平成4）年	・県立女性センター開設
1996（平成8）年	・「新ひょうごの女性しあわせプラン後期実施計画」策定
2001（平成13）年	・「兵庫県男女共同参画計画－ひょうご男女共同参画プラン21－」策定
2002（平成14）年	・「男女共同参画社会づくり条例」制定、施行
2006（平成18）年	・「兵庫県配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」策定
2009（平成21）年	・「兵庫県配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」改定
2011（平成23）年	・「新ひょうご男女共同参画プラン21」策定
2015（平成27）年	・「兵庫県地域創生戦略」を策定
2016（平成28）年	・「ひょうご男女いきいきプラン2020」策定

（４）本市の動き

2006（平成18）年3月に、社町、滝野町、東条町の合併により「加東市」が誕生しました。

2008（平成20）年に策定した「加東市総合計画」において、男女共同参画をまちづくりの基本目標（施策大綱）の中の「様々な絆が織りなす協働のまち」に位置付け、2009（平成21）年には「加東市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の施策を進めてきました。

2014（平成26）年には「第2次加東市男女共同参画プラン」及び「加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画」を策定し、女性と男性がお互いの人権を尊重しつつ、対等に責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現とあらゆる暴力の根絶をめざして取組を行ってきました。

2018（平成30）年度が「第2次加東市男女共同参画プラン」の最終年度となっていることから、2017（平成29）年8月に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、その結果と2018（平成30）年3月に策定した「第2次加東市総合計画（前期基本計画）」を踏まえ、本計画を策定しました。

図表 本市の動き

年	加東市
2006（平成18）年	・加東市誕生
2008（平成20）年	・「加東市総合計画」で男女共同参画を基本目標の中に位置付ける
2009（平成21）年	・加東市男女共同参画プラン策定
2014（平成26）年	・第2次加東市男女共同参画プラン策定 ・加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画策定
2018（平成30）年	・第2次加東市総合計画（前期基本計画）策定
2019（平成31）年	・第3次加東市男女共同参画プラン策定 ・第2次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画策定

3 計画の性格

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定による本市の基本計画として策定します。そして、国の「第4次男女共同参画基本計画」、兵庫県の「ひょうご男女いきいきプラン2020」等、国や県の計画を踏まえながら、「第2次加東市総合計画（前期基本計画）」及びそれに関連する部門別計画（人権尊重のまちづくり基本計画、子ども・子育て支援事業計画、加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画等）と密接に関係をもった、本市の男女共同参画推進の基本的指針となるものです。

また、本計画の女性の職業生活における活躍の推進に関する施策（基本目標Ⅱ）については、「女性活躍推進法」第6条第2項の規定による市町村推進計画として位置付けます。

さらに、本計画は、男女共同参画社会の実現に向けて市が進むべき方向と取り組むべき課題を示し、そのための方策を明らかにするものです。これを実現するため、市民の主体的な参画と事業所、団体等の連携と協働による取組とともに、男女が共に家庭、学校、職場、地域等におけるあらゆる活動に自主的かつ積極的に参加・参画することを期待するものです。

4 計画の期間

本計画の期間は、2019（平成31）年度を初年度として、2023（平成35）年度を目標年度とする5か年の計画です。ただし、目標年度の期間中においても、国内外の動向や社会情勢の変動を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

第2章 加東市の男女共同参画に関する現状

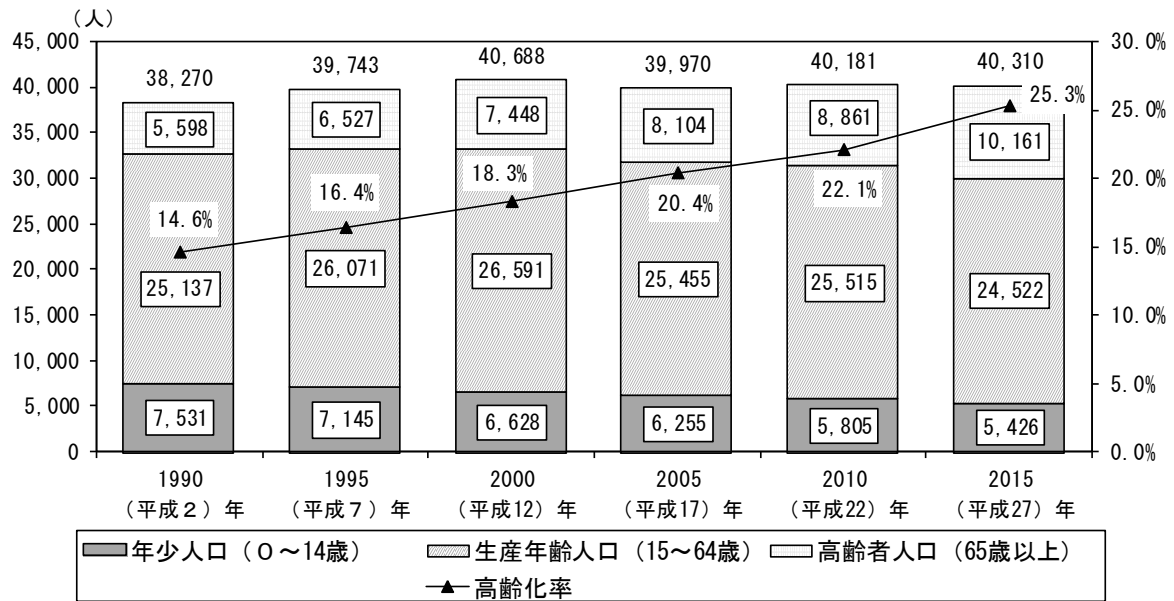
1 加東市の男女共同参画の現状

(1) 人口の推移

本市の総人口をみると、2015（平成 27）年で 40,310 人となっており、4 万人前後で推移しています。

高齢化率をみると、年々増加傾向にあり、2015（平成 27）年には 25.3%となっています。

図表 年齢3区分別構成比の推移（加東市）

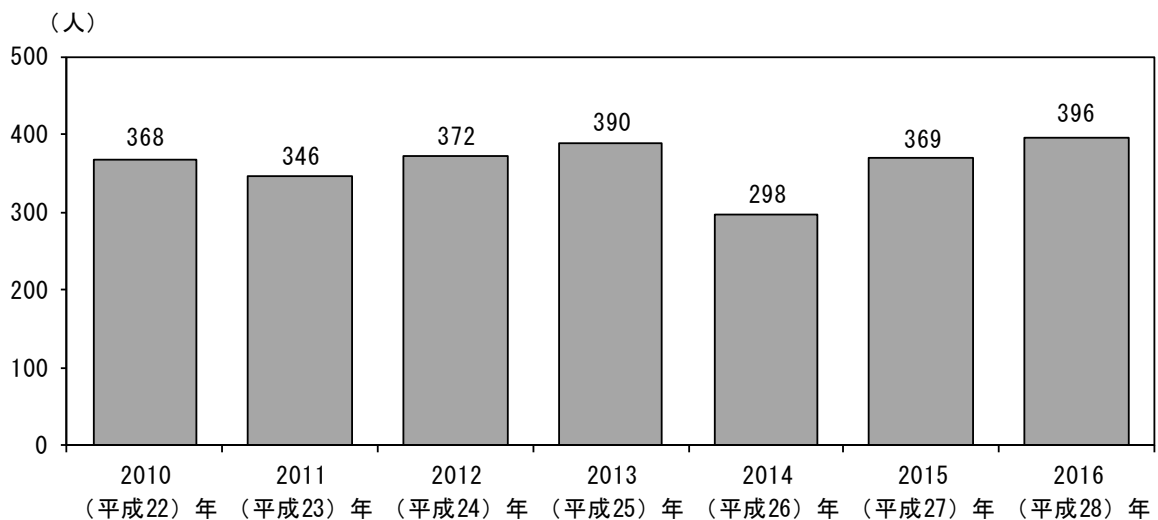


※上段の総人口は年齢不詳を含む（高齢化率は65歳以上人口／年齢不詳を除いた総人口）。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

本市の出生数をみると、2014（平成 26）年に大きく減少していますが、その後再び増加し、2016（平成 28）年は 396 人となっています。

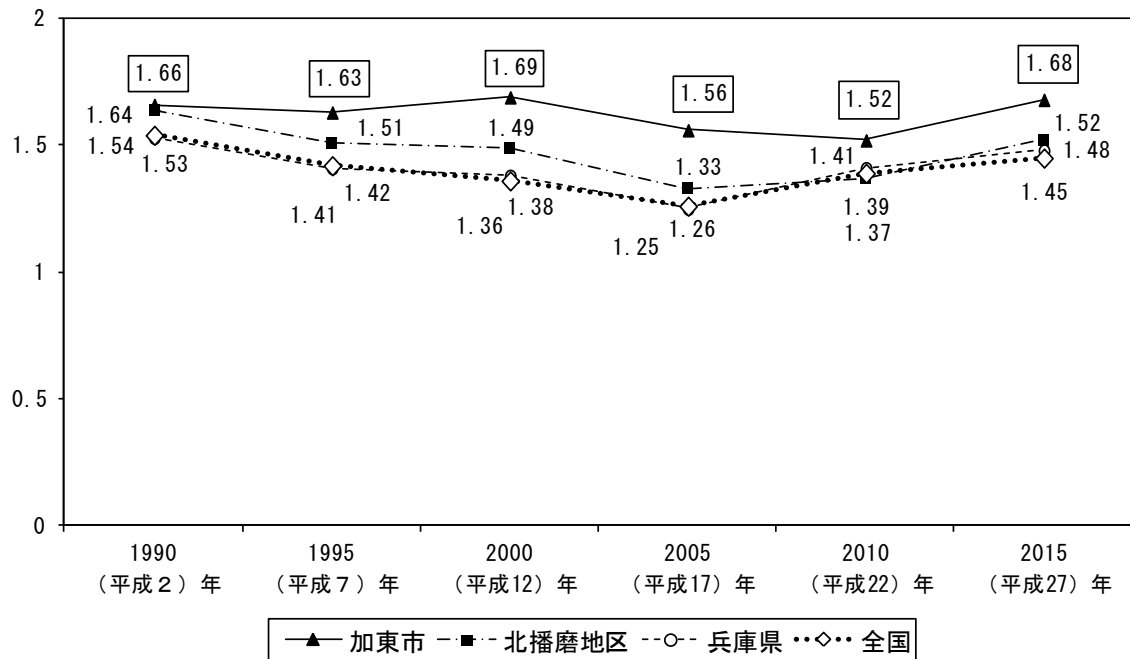
図表 出生数の推移（加東市）



資料：兵庫県「人口動態調査」

本市の合計特殊出生率をみると、全国や兵庫県、北播磨地区に比べて高い水準となっており、2015（平成27）年は1.68となっています。

図表 合計特殊出生率の推移（加東市）



※北播磨地区は加東市、西脇市、三木市、小野市、加西市、多可町

資料：兵庫県「保健統計年報」

本市の外国籍を有する市民をみると、ベトナム籍が最も多く665人となっています（2017（平成29）年）。2014（平成26）年から2017（平成29）年にかけてブラジル籍や、ミャンマー籍が増加しています。

図表 外国籍を有する市民の人数（加東市）

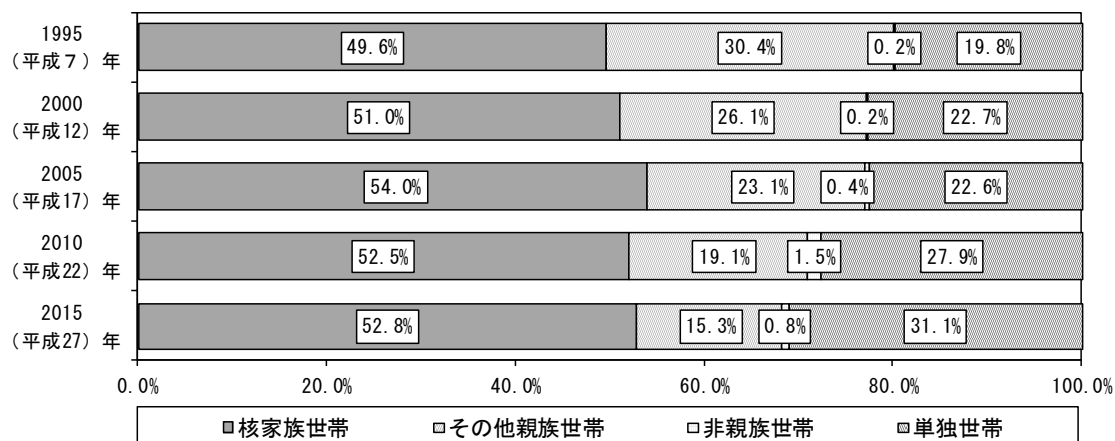
	(人)	
	2014 (平成26)年	2017 (平成29)年
総数	564	1,166
ベトナム	158	665
ブラジル	25	124
中国	194	117
韓国・朝鮮	61	60
ミャンマー	0	44
フィリピン	28	37
ペルー	27	26
インドネシア	7	14
タイ	7	5
米国	6	4
英国	3	1
その他	48	69

資料：加東市市民課「住民基本台帳」

(2) 世帯の推移

本市の世帯類型別構成比をみると、単独世帯が増加傾向にあり、2015(平成27)年には31.1%となっています。

図表 世帯類型別構成比の推移(加東市)

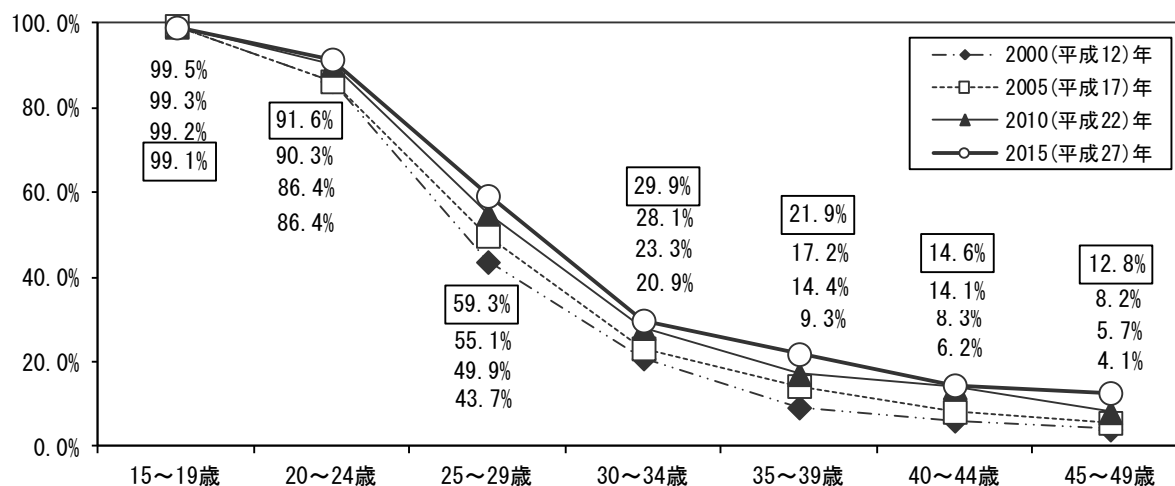


資料：国勢調査(各年10月1日現在)

(3) 未婚率の推移

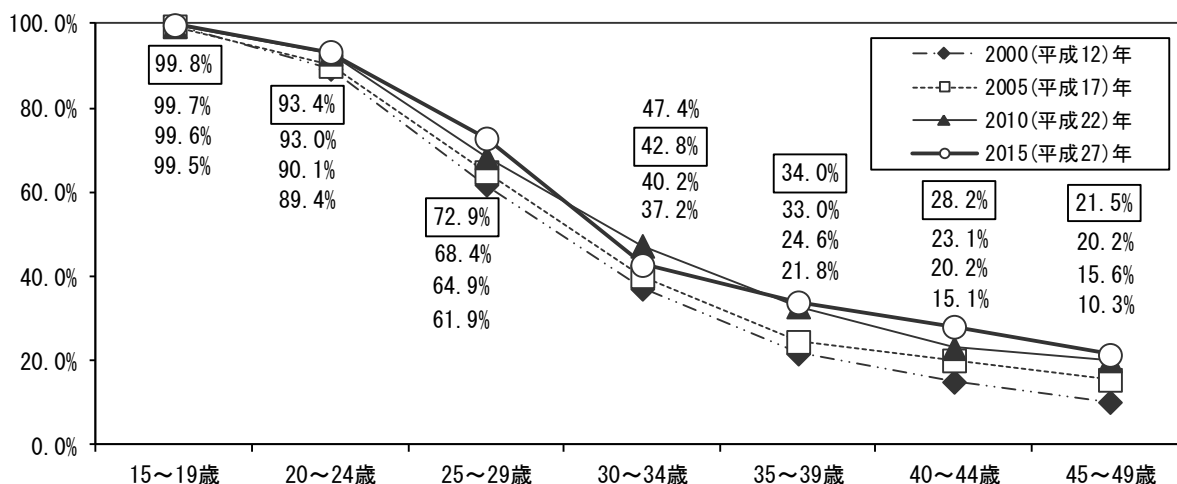
本市の年齢別未婚率の推移をみると、男女共に未婚率は概ね増加傾向にあります。全国や兵庫県と比べると未婚率は概ね低くなっています。

図表 女性の年齢別未婚率の推移(加東市)



資料：国勢調査(各年10月1日現在)

図表 男性の年齢別未婚率の推移（加東市）



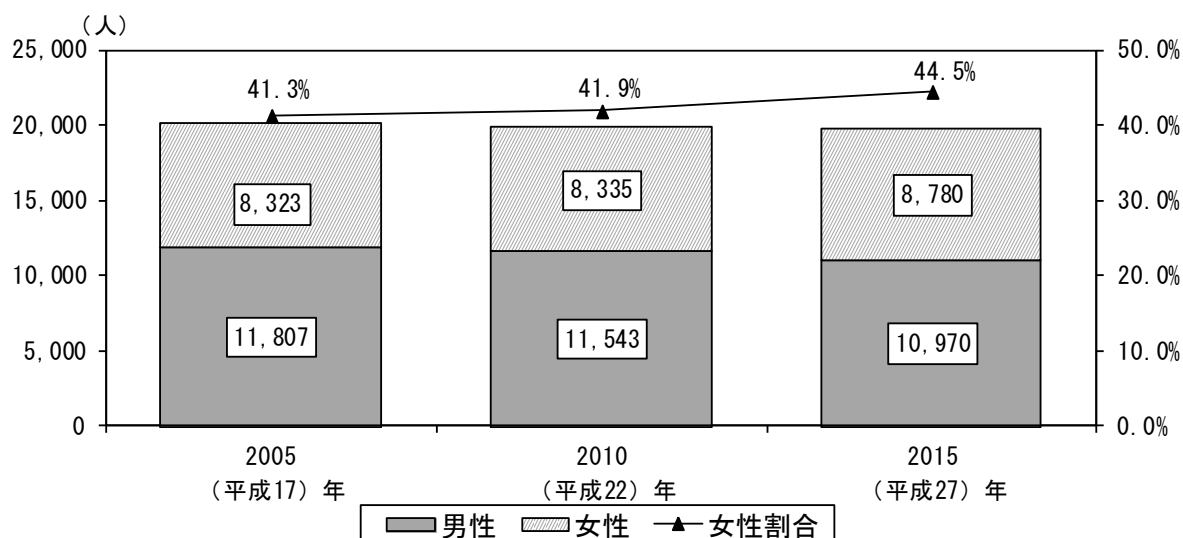
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

（４）就労状況の推移

本市の男女別の就労状況をみると、男性の雇用者は減少傾向にありますが、女性の雇用者は増加傾向にあります。

全雇用者数に占める女性雇用者の割合をみると、2015(平成27)年には44.5%となっており、2005(平成17)年から増加傾向にあります。

図表 男女別雇用者数の推移（加東市）

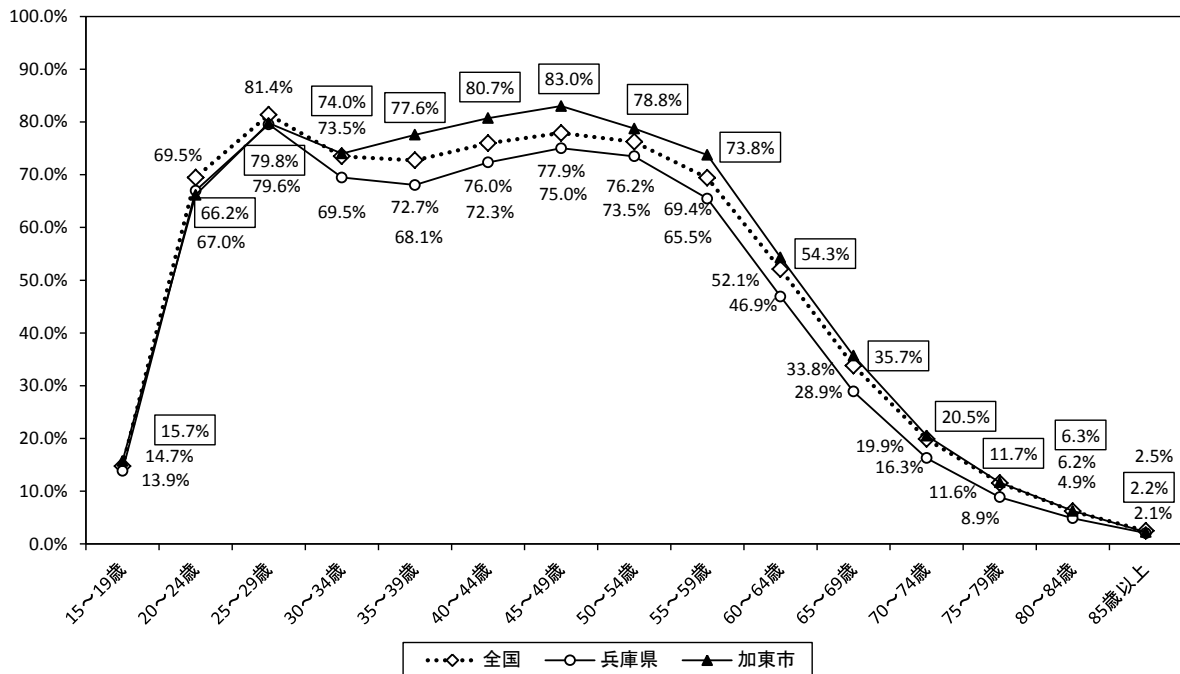


※雇用者には、会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイト等、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人を含み、会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事等の役員は除く。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2015（平成 27）年における、本市の女性の年齢別労働力率をみると、その形状はM字カーブ*を描いており、M字の谷となっている 30 代の女性の労働力率は 74.0%（30～34 歳）、77.6%（35～39 歳）と全国や兵庫県に比べて高くなっています。

図表 女性の年齢別労働力率（加東市）

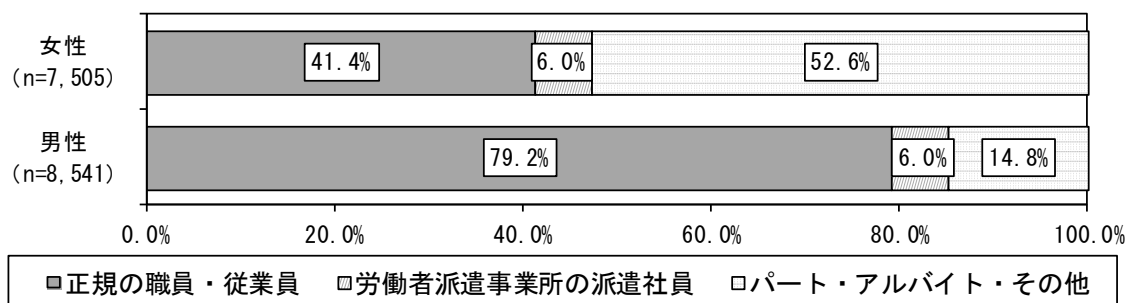


※労働力率：15 歳以上人口に占める労働力人口（休業中の就業者と完全失業者を含む）の割合のこと。

資料：国勢調査（2015（平成 27）年 10 月 1 日現在）

2015（平成 27）年における、本市の正規労働者と非正規労働者の状況を見ると、「正規の職員・従業員」は女性が 41.4%、男性が 79.2%と男性の比率が 2 倍程度高くなっています。一方、「労働者派遣事業所の派遣社員」と「パート・アルバイト・その他」の合計は女性が 58.6%、男性が 20.8%となっており、女性が 3 倍程度高くなっています。「労働者派遣事業所の派遣社員」は同じ割合となっています。

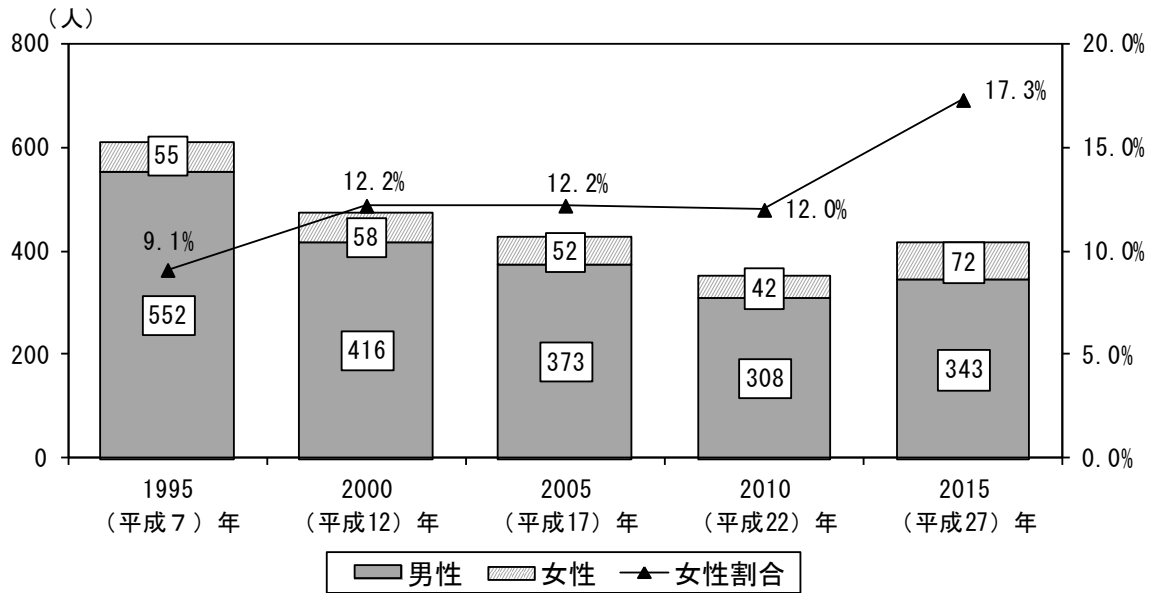
図表 正規労働者と非正規労働者の状況（加東市）



資料：国勢調査（2015（平成 27）年 10 月 1 日現在）

本市の男女別管理的職業従事者の推移をみると、女性は人数、割合ともに2010（平成22）年から2015（平成27）年に大きく増加しています。

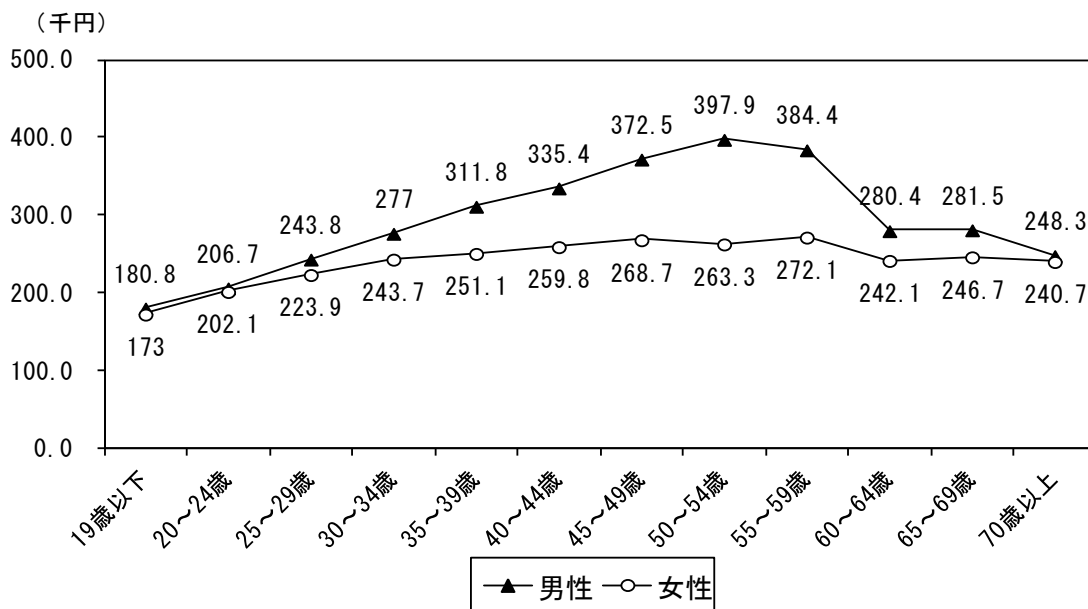
図表 男女別管理的職業従事者の推移（加東市）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2017（平成29）年における、兵庫県の男女別賃金構造をみると、男女間で最も賃金差が大きくなるのは50歳から54歳となっており、この時の女性の賃金は男性の賃金の7割弱となっています。

図表 男女別賃金構造（兵庫県）



資料：2017（平成29）年「賃金構造基本統計調査」

(5) 公職での女性の活躍の推進状況

2017（平成29年）における、審議会、防災会議、議員の女性の割合をみると、本市は全国や県に比べて低くなっていますが、職員の状況をみると、職員数、管理職の女性の割合は国や県に比べて本市が高くなっています。

図表 公職での女性の割合

(%)

	審議会	防災会議	議員	採用職員	職員数	管理職
全国平均	28.0	-	14.9	-	-	14.4
兵庫県	32.4	10.9	11.6	49.7	32.6	9.1
加東市	27.2	8.6	6.3	61.1	53.2	26.5

※2017（平成29）年度4月1日現在

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、兵庫県「ひょうごの男女共同参画」

本市の審議会への女性の登用状況をみると、2015（平成27）年から2016（平成28）年には82人から117人へと35人が増加、2016（平成28）年から2017（平成29）年には117人から132人へと15人が増加しており、年々増加の傾向にあります。

図表 審議会への女性の登用状況の推移（加東市）

(人)

2013 (平成25)年	2014 (平成26)年	2015 (平成27)年	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年
76	82	82	117	132

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

本市職員の管理職に占める女性の状況の推移をみると、概ね20人前後で推移しています。2016（平成28）年に減少していますが、2017（平成29）年には増加しています。

図表 市職員の管理職に占める女性の状況の推移（加東市）

(人)

2013 (平成25)年	2014 (平成26)年	2015 (平成27)年	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年
19	20	21	18	22

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

本市の防災会議への女性の登用状況をみると、3人から4人で推移しています。

図表 防災会議への女性の登用状況の推移（加東市）

(人)

2014 (平成26)年	2015 (平成27)年	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年
3	4	4	3

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

(6) DV・児童に対する暴力の状況

本市におけるDV相談延件数をみると、2013（平成25）年度から2014（平成26）年度にかけて減少傾向にありましたが、2015（平成27）年度以降は増加し、2017（平成29）年度は197件となっています。

一次保護件数の推移をみると、1件または2件で推移しており、概ね横ばいです。

保護命令件数の推移をみると、2015（平成27）年度と2017（平成29）年度に1件となっています。

児童虐待*相談実件数をみると、2016（平成28）年度に80件を超え、2017（平成29）年度は89件となっています。

図表 DV、児童虐待の相談・通告件数の推移（加東市）

（件）

	2013 （平成25） 年度	2014 （平成26） 年度	2015 （平成27） 年度	2016 （平成28） 年度	2017 （平成29） 年度
DV相談延件数	87	72	102	149	197
一次保護件数	1	2	0	1	2
保護命令件数	0	0	1	0	1
児童虐待相談実件数	63	46	62	81	89

資料：兵庫県「平成28年度県下におけるDV相談等の状況について」、兵庫県警「ストーカー・DV白書」

(7) 健康支援の状況

本市における乳がん検診及び子宮頸がん検診の受診率をみると、年々減少傾向にあり、2017（平成29）年は乳がん検診が21.4%、子宮頸がん検診が15.1%となっています。

図表 乳がん検診・子宮頸がん検診受診率の推移（加東市）

（%）

	2013 （平成25）年	2014 （平成26）年	2015 （平成27）年	2016 （平成28）年	2017 （平成29）年
乳がん検診	25.4	26.2	25.2	23.0	21.4
子宮頸がん検診	20.6	21.9	19.5	15.8	15.1

資料：加東市健康課

2 第2次加東市男女共同参画プランの取組

基本目標 I

人権尊重と男女共同参画の意識づくり

基本課題 1 男女の人権尊重と男女共同参画の意識啓発

(1) 第2次加東市男女共同参画プランの取組概要

男女共同参画に関する啓発活動や情報提供、学習活動を通して、人権尊重と男女平等の意識を根づかせ、社会における制度・慣行の見直しを図り、男女共同参画に関する理解を深めるとともに、固定的な性別役割分担意識*の解消をめざしてきました。また、次代を担う子どもが、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、成長段階に応じて、それぞれの個性と能力を十分に伸ばしていけるような家庭、学校、社会での教育に取り組みました。

(2) 具体的な取組と今後の課題

①男女共同参画社会に向けた広報・意識啓発

●人権啓発活動の推進

人権啓発イベントや講演会等を実施し、男女共同参画や女性活躍、LGBT*をテーマに市民意識の向上を図りました。

●男女共同参画の意識啓発活動の推進

男女共同参画週間に、ケーブルテレビにおいて、市作成のDVDの放映や街頭啓発活動を実施しました。

●多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進

男女共同参画について、「広報かとう」やケーブルテレビを利用した啓発記事・番組の掲載・放送を行ったほか、人権啓発情報紙「夢きらめいて」に啓発記事を掲載しました。

●男女共同参画の視点に立った市の刊行物等の発行

人権啓発情報誌「夢きらめいて」の発行や、ケーブルテレビにおいて男女共同参画の視点に立った人権啓発番組を放送しました。

②男女共同参画に関する学習機会の提供と支援

●男女共同参画に向けた学習機会の充実

セミナーの実施や、既存の講座等に男女共同参画の視点を取り入れ、学習内容の充実を図りました。

●自主的な学習グループの育成・支援

現在、市内には男女共同参画を活動テーマとする自主活動グループがないため、セミナーへの継続参加や人材発掘につながるようアンケートを実施しました。

③市職員等及び企業・事業所に対する研修の充実

●行政等における男女共同参画の研修の充実

ハラスメント研修等を実施し、男女共同参画への理解を深めました。

●事業所等における男女共同参画の研修の充実

事業所を対象に研修会を実施し、男女共同参画等を啓発しました。

男女共同参画の意識啓発や、関連する法制度の周知に取り組み、男女共同参画社会の実現を社会全体の目標として共有し、市民一人ひとりができることから男女共同参画を実践していく基盤を整えていく必要があります。そのためには、本計画の実施主体である本市職員や、本市と協働する事業所等が男女共同参画の正しい理解に基づき、率先して施策や事業を展開できるよう、市職員や事業所等への研修機会の充実により、意識の高揚を図らなければなりません。

基本課題2 教育・保育における男女共同参画の推進

(1) 第2次加東市男女共同参画プランの取組概要

教職員や保育教諭等が男女共同参画についての理解を深めながら、子どもたちの個性や能力を伸ばし、自立した生き方を育む教育活動を推進するとともに、男女が共に活動するなかで、互いの良さを出し合い尊敬し合える集団、一人ひとりにとって居心地の良い集団を育てる教育活動を推進しました。また、保護者が子どもの教育に対する責任を自覚するとともに、周りの大人が役割や関わり方を改めて認識し、子どもが男女の性別にとらわれずお互いを認め合い、その個性と能力を伸ばせるよう、男女共同参画の視点に立った教育を推進しました。

(2) 具体的な取組と今後の課題

①男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進

●男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

教育活動全体を通して、男女共同参画の視点に立った取組を行いました。

●男女共同参画の視点に立った幼児教育・保育の推進

保育活動全体を通して、男女共同参画の視点に立った取組を行いました。

②教育関係者等の研修の充実

●教職員等に対する男女共同参画・人権教育の推進

学校、園での教育・保育活動において、性別による偏りを無意識に生じさせないように、教職員の共通理解を図りました。

●青少年活動の指導者等に対する男女共同参画の推進

青少年補導委員会等では男女共同参画に関する研修は実施できていません。

③男女共同参画を進める家庭教育の充実

●家庭教育に関する講座の充実

P T Aと教職員を対象に、研修・啓発や講演会を行いました。

「青少年活動の指導者に対する男女共同参画の推進」については、計画期間中に十分な取組が行えておらず、本計画において確実に実行していく必要があります。また、子どもたちの周囲の大人が男女共同参画の理解を深め、固定的な性別役割分担意識によって子どもたちの個性や将来の希望を制限することなく、子どもの主体性を育ていけるよう、男女分け隔てのない教育や、教職員等への研修に継続的に取り組まなければなりません。

基本課題3 あらゆる暴力の防止

(1) 第2次加東市男女共同参画プランの取組概要

すべての人の個人としての人権が尊重され、個性や能力を十分に発揮できる社会づくりのために、ドメスティック・バイオレンス*（配偶者等からの暴力/DV）やセクシュアル・ハラスメント等、あらゆる暴力を防止する取組を推進しました。

(2) 具体的な取組と今後の課題

①暴力の防止と根絶に向けた意識啓発の推進

●暴力の防止と根絶に向けた意識啓発の推進

若年層に対するDV防止及び相談支援の啓発として、講演会の開催や相談機関を掲載したカードや冊子を配布し、意識啓発を推進しました。

②セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

●企業・事業所等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

事業所に配布する情報紙を活用して、セクシュアル・ハラスメント防止に関する情報を提供し、対策を推進しました。

●市役所等、公的機関におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

ハラスメント研修等を実施し、セクシュアル・ハラスメントをはじめ、様々なハラスメントに関する理解を深めました。

③虐待防止対策の推進

●児童虐待防止対策の推進

児童虐待等、支援が必要な児童・家庭を早期に発見し適切に対応するため、「要保護児童対策地域協議会*」を中心に関係機関の連携による対応と支援を行いました。

●高齢者虐待防止対策の推進

高齢者虐待の防止、早期発見と早期解決に向け、専門職により相談に対応しました。また、関係機関の連携強化のために、毎年、高齢者虐待ネットワーク会議を開催しました。しかし、疑念やリスクを感じた段階での相談が少ないため、今後、早期の対応が必要となります。

●障害者虐待防止対策の推進

障害者への虐待に対応するため、加東市障害者相談支援センターを社会福祉課に設置しました。

「市役所等、公的機関におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進」については、今後も継続して研修等に取り組みます。また、高齢者虐待の防止については、早期対応が今後の課題となっており、児童虐待の防止や障害者虐待の防止と併せ、関係機関の連携のもと、早期発見・早期対応できるネットワーク体制の構築をめざします。DVについては、交際相手との間で起こるデートDV*の防止も重要であり、中学生等の若年層への啓発を推進しなければなりません。

基本目標Ⅱ

あらゆる分野へ参画できる機会づくり

基本課題1 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

(1) 第2次加東市男女共同参画プランの取組概要

女性が政策決定の場へ参画することの意義を広め関心を高めるとともに、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進により、審議会等の政策・方針決定の場への女性の参画を促進し、男性中心の組織運営の改善につなげました。また、女性自身が主体的に様々な課題に取り組み、解決を図っていけるようエンパワーメントに努めました。

(2) 具体的な取組と今後の課題

① 審議会等の委員への女性登用の促進

● 審議会、委員会への女性の登用

審議会等への女性の積極的な登用を進めました。

● 市の女性職員の管理職への登用の促進

女性管理職の登用率30%に向けて積極的な登用を行っており、登用率は年々向上しています。

● 企業、事業所等の女性管理職の登用に向けての啓発

事業所に配布する情報紙を活用して女性管理職の登用に関する情報を提供したほか、研修会を実施しました。

② 女性の人材育成と能力の活用

● 女性の人材育成と支援

連合婦人会等の女性団体への参画促進に努めるとともに、団体の会員相互の交流を深め、支え合い活動を推進しました。

全国や県の女性の登用状況と比べると、本市の職員や管理職に占める女性の割合は高いものの、審議会や防災会議、議員に占める女性の割合は低くなっています。様々な政策・方針決定において女性の意見が反映され、男女が共に住みよいまちをつくるために、引き続き、女性の登用を促進していく必要があります。そのためには、女性自身が固定的な性別役割分担意識にとらわれずに政策・方針決定の場に主体的に参画していくことができるよう、エンパワーメントによる人材育成の推進を継続していかなければなりません。

基本課題2 家庭や地域社会での男女共同参画の推進

(1) 第2次加東市男女共同参画プランの取組概要

男女が共に充実した家庭生活を過ごすために、男性の家事や育児等への参画を後押しする取組を推進しました。また、女性も男性も生活者として共に地域活動に参加し、地域における交流と豊かな人間関係を築いていくために、地域社会を支える組織や団体の運営・企画から事業実施までを含めたあらゆる場面において、男女どちらか一方のみが職責を担うのではなく、女性と男性が共に参画しつつ、平等・応分に担っていくことを啓発しました。

(2) 具体的な取組と今後の課題

①家庭生活における男女共同参画の推進

●家庭生活における男女共同参画に向けての意識啓発と学習機会の提供

家庭生活における男女共同参画の意識啓発として、成人を対象とした料理教室を実施しました。また、男女共同参画セミナーや講演会等の学習の機会づくりに努めました。

②地域社会における男女共同参画の推進

●地域活動における方針決定過程への女性の参画促進

地域活動における女性の積極的な参画を働きかけました。また、集団託児事業を開始して子育て中の人々の社会参画の促進を図ったほか、人権啓発講演会で男性の家事やワーク・ライフ・バランス*について啓発を行うなど、地域活動に参画しやすい環境づくりを推進しました。

●女性のチャレンジ支援の充実

男女共同参画セミナー等で、自主的な活動に取り組もうとする人の発掘に取り組みました。

男女が共にボランティア活動や地域活動に積極的に参画できるよう、引き続き、地域における男女共同参画を推進し、誰もが意欲を持って活躍できる環境を整える必要があります。また、家庭での男女共同参画については、本市の2017（平成29）年度の意識調査においては、実際の家庭の役割分担が女性に偏る傾向が表れています。男女が共に家庭の役割を担っていくことができるようにするためには、男性に対する意識啓発だけでなく、働き方の見直しも含めたワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組まなければなりません。

基本課題3 防災・防犯等における男女共同参画の推進

(1) 第2次加東市男女共同参画プランの取組概要

各種地域団体の方針決定過程及び地域活動、防災・防犯活動等の計画過程への女性の参画を啓発しました。

(2) 具体的な取組と今後の課題

①防災における女性の参画促進

●防災活動における女性の積極的な参画

地区単位の自主防災組織ごとに実施している防災訓練等において、男女共同参画の視点を含む自助・共助の重要性を周知しました。

●防災活動における女性の人材育成

男女共同参画で行う防災活動の重要性を周知し、災害時の初動対応の強化や被災者支援の充実を図りました。

②防犯における女性の参画促進

●防犯組織・見守り隊等への参画促進と活動支援

青少年補導委員の女性の割合が少ないため、女性の参加の啓発や、再選時に女性委員選出の依頼を行いました。

引き続き、防災や防犯に女性の視点やニーズを反映していく必要があります。そのためには、各種防災訓練や防災研修、防犯活動への女性の参画を促進し、男女が共に安全な地域づくりを担うことができるよう啓発や人材育成に取り組まなければなりません。

基本目標Ⅲ

男女がともに豊かに働ける環境づくり

基本課題1 就労環境の整備と職業能力発揮への支援

(1) 第2次加東市男女共同参画プランの取組概要

男女を問わずそれぞれの価値観や生活様式に応じた多様で柔軟な働き方の選択と、それぞれの働き方に応じた適正な処遇・労働条件確保の啓発に取り組みました。また、育児等で仕事を辞めた後に再就業をめざしたり、ボランティア活動等の社会活動を始めたりする女性を支援するため、学習機会や情報の提供等を推進してきました。農業、商工業等の自営業においては、男女双方の了解による適切な労働時間や休日の確保等の労働条件を整備するとともに、女性の生産や経営における役割を適正に評価する体制づくりを進めてきました。

(2) 具体的な取組と今後の課題

①男女の均等な雇用機会と待遇の確保

●男女の均等な雇用の場の確立に向けての支援体制の整備

商工会理事会で「男女共同参画ニュース」を配布するなど、男女の均等な雇用を啓発しました。

●職場での心身の健康管理と母性保護の充実

商工会理事会で配布する「男女共同参画ニュース」に、母性保護措置等の記事を掲載し、啓発しました。

②女性の職業能力開発の支援

●女性の能力開発への支援の充実

女性のための就労支援セミナーや、商工会と連携した創業セミナーを開催しました。

●女性のチャレンジ支援の充実

就職や再就職、起業をめざす女性を支援するための学習機会を提供しました。

③農業・商工業など自営業における男女共同参画の推進

●経営・方針決定過程への女性の参画促進

就農相談時に、夫婦等で就農する場合に有利な補助制度の紹介を行いました。また、集落が作成する「人・農地プラン」の検討委員に女性委員を登用しました。

●女性の経済的地位の向上と就業環境の整備

農業や商工業等の自営業は主に家族経営のため、経営・就業形態は自営業者に任せていますが、相談者には積極的に夫婦等が農業経営する場合に有効な制度紹介を行いました。

男女が性別や年齢、障害の有無等によって不当な差別を受けることなく、希望に応じた働き方ができるよう、均等な雇用機会を確保していく必要があります。また、就労を希望する女性が継続的に安心して働くことができる環境づくりに一層取り組んでいかなければなりません。

基本課題2 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 第2次加東市男女共同参画プランの取組概要

従来の仕事中心の意識や働き方の見直しを啓発しました。また、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を進めるとともに、育児・介護休業制度*や次世代育成支援対策推進法に基づく制度の定着と活用を進めるなど、仕事、育児、介護等の両立を支援し、多様な働き方を可能にする職場づくりや環境の整備を促進しました。

(2) 具体的な取組と今後の課題

①ワーク・ライフ・バランスの啓発

●ワーク・ライフ・バランスの啓発

事業所に配布する情報紙を活用してワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や、研修会を実施しました。

②多様な働き方を可能にする環境整備

●多様な働き方の啓発

事業所に配布する情報紙を活用して情報を提供しました。また、障害者雇用促進法等の改正を周知しました。

●育児休業・介護休業制度の普及

事業所に配布する情報紙を活用して育児・介護休業制度の情報を提供しました。また、商工会理事会において育児・介護休業法の改正を周知しました。

●保育環境・介護環境の充実

多様な保育サービスやアフタースクール事業*により、保育が必要な子どもの受け入れを行いました。また、障害のある小学生、中学生、高校生はタイムケア事業により受け入れを行いました。介護が必要な人には、居宅介護支援事業所や介護サービス事業所、介護施設で対応しました。

一人ひとりが働き方を見直し、自分らしいワーク・ライフ・バランスを考えるきっかけとなるよう、引き続き、情報提供を行っていく必要があります。また、多様な働き方のニーズに応えるため、市は、育児や介護と仕事を両立できる環境の整備の充実に取り組むとともに、事業所等に対してはフレックスタイム制*等、多様な働き方について啓発していかなければなりません。

基本目標Ⅳ

だれもが安心して暮らせる地域づくり

基本課題 1 安心して子育てができる環境の整備・充実

(1) 第2次加東市男女共同参画プランの取組概要

子ども、家庭、地域が、未来に夢と希望がもてる加東市の実現をめざし、子育てを社会全体の取組として市民の理解と広がりを持って支援し、安心して子育てができる環境を整えました。

(2) 具体的な取組と今後の課題

①子育て環境の整備・充実

●男女共同による子育て意識の醸成

男女共同による子育て意識を高めるため、母子健康手帳交付時に合わせて父子健康手帳を交付しているほか、夫婦で参加するパパママクラスを開催しました。

●子育てに関する講座の充実

児童館で子育て支援講座や兵庫教育大学連携講座を開催しました。

●子育てグループの育成・支援

児童館で親子サークルの実施や、自主サークルへの協力を行いました。また、社会福祉協議会に登録する子育てサークルの活動支援や子育て情報紙の発行等を行いました。

②多様なニーズに対応した子育て支援の充実

●多様なサービスに対応した保育サービスの提供

延長保育や一時預かり、病児・病後児保育の実施による多様な保育の提供に努めました。

●子育てに関する相談体制の充実

家庭児童相談員等が家庭に関する様々な悩みの相談に応じ、解決方法を一緒に考えました。また、こんにちは赤ちゃん訪問や育児何でもダイヤル相談、子育て何でも相談、乳幼児健診・教室等でも相談に応じました。

●ひとり親家庭が安心して暮らせる環境の整備

ひとり親家庭の支援として、離婚前や離婚後の相談、ひとり親家庭の就労支援、児童扶養手当の支給等を行いました。

本市の様々な子育て支援について、引き続き、十分な情報提供を行っていくことが大切です。一方、パパママクラスや子育てに関する講座は、仕事により日時の都合がつかず参加につながらない場合もあることから、より多くの人に参加してもらえるよう柔軟な開催を検討していく必要があります。また、本市では子育てに関する相談体制を整えていますが、多様化する相談に適切に対応できるよう相談員の資質向上をめざします。

基本課題2 高齢者が安心して暮らせる環境の整備・充実

(1) 第2次加東市男女共同参画プランの取組概要

高齢や障害のある男女の社会参画の機会拡大や、高齢者を社会全体で支える介護体制の整備を図るとともに、高齢者や障害者の経済的自立や安全・安心を確保し、年齢や障害の有無にかかわらず、男女がいきいきと安心して暮らせる環境づくりを推進しました。また、男性の介護への参画意識を醸成して女性の介護負担を軽減し、家族での介護を支援しました。

(2) 具体的な取組と今後の課題

① 高齢者・障害者等の保健福祉の充実

●健康づくりと介護予防施策の推進

まちかど体操教室や地域回想法スクールを各地域で実施し、体力づくりや生きがいづくりを推進しました。

●ともに支え合う地域づくりの推進

民生児童委員による高齢者の見守りを実施しました。また、福祉票や福祉カードを用いて市と民生児童委員の連携を図りました。さらに、避難行動要支援者名簿により、自力避難が困難な人の把握や、老人クラブの活動支援により地域でのつながりづくりを推進しました。

●生活支援の充実

障害者の日常生活の自立を支援するため、障害者総合支援法における障害福祉サービスや相談体制の充実に努めました。

② 介護支援策の充実

●安心して介護できる環境の整備

ケアマネジャーや介護事業所と定期的に連絡会を開催し、情報共有を図りました。また、介護負担の軽減のため介護用品の支給事業やひとり外出見守り・徘徊SOSネットワーク事業、お出かけ安心ネットワーク事業、お出かけ安心GPS事業、介護者支援事業等を展開しました。

●介護に関する相談体制の充実

高齢者の生活や介護、認知症、権利擁護等の多岐にわたる相談に対応しました。また、相談窓口の周知と充実を図るとともに、訪問による相談に細やかに対応しました。さらに、市内7か所の事業所にある「認知症相談センター」との連携を図りました。

高齢者の健康づくりや介護予防が地域で活発に行われるよう、これらに取り組むグループや、ボランティアの育成・活動支援が必要です。また、地域づくりを民生児童委員をはじめ地域で中心的な役割を果たす人任せにするのではなく、あらゆる主体が性別や年齢、障害の有無等にかかわらず共に助け合い、支え合う意識を育むことが大切です。引き続き、高齢や障害等により日常生活に支援を必要とする人も、住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう相談及び支援体制の充実に努めます。

基本課題3 生涯にわたる健康保持・増進

(1) 第2次加東市男女共同参画プランの取組概要

男女の生涯にわたる健康づくりと心豊かに生活できる活力ある社会のため、年齢・性別に応じた健康管理や生活習慣病等の疾病予防の推進とともに、こころの健康づくりに関する事業等、生涯を通じた健康づくりを支援しました。

(2) 具体的な取組と今後の課題

①生涯を通じた健康づくりの推進

●こころと体の健康づくりの推進

子育て世代（産後1年程度）の母親を対象にした「産後ママのリフレッシュ講座と相談会」の開催や、相談支援を行う行政職員を対象にゲートキーパー*研修を実施しました。また、「まちぐるみ総合健診」や生活習慣の改善指導（栄養・運動習慣・睡眠等）を行いました。

②生涯を通じた女性の健康支援

●妊娠・出産期における女性の健康支援

安心安全に妊娠・出産期を過ごすことができるよう妊産婦支援を行いました。

●年齢に応じた女性の健康づくりの推進

子宮頸がん検診や乳がん検診を実施しました。

●「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）*」の普及・啓発

庁内の関係課、学校等と連携しながら、出張講義を行うなど、母性、父性の育成支援を実施しました。

引き続き、子育てを担う男女が、こころの悩みを含めた健康の問題を気軽に相談することができ、楽しみながら育児をすることができる相談体制の構築をめざします。また、女性の健康支援として子宮頸がんや乳がんの検診を行っていますが、若い世代の検診受診率は伸びておらず、啓発による受診の勧奨や自己検診方法の周知が必要です。さらに、市民一人ひとりが「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」に基づいて健康管理や意思決定を行えるよう、子どもの頃から命の大切さや子どもを生き育てることについて学ぶ機会の充実を図ります。

3 市民の男女共同参画に関する意識と実態

(1) 意識調査の実施概要

男女共同参画に関する市民の意識、意向を把握し、本計画の策定と今後の施策推進を目的に、2017（平成 29）年度に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

図表 調査概要

調査の種類	市民意識調査
調査対象	2017（平成 29）年 4 月 1 日現在、市内に居住する 18 歳以上の市民
対象者数	4,000 人
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出
調査方法	〈配布〉郵送、〈回収〉郵送またはインターネットによる方法を回答者が選択
調査期間	2017（平成 29）年 8 月 23 日（水）～2017（平成 29）年 9 月 15 日（金）

図表 回収状況

調査の種類	市民意識調査
発送数	4,000 票
回収数	1,490 票
無効票	0 票
有効回答数	1,490 票
有効回答率	37.3%

図表 調査内容

市民意識調査
<ul style="list-style-type: none"> ● 「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方について ● 現在の日本社会の男女の地位について ● 子どもの育て方について ● 家庭での役割分担について（「実際」と「希望」） ● ワーク・ライフ・バランスについて（現状の生活と希望の生活） ● 女性が職業をもつことについて ● 女性が働きやすい環境をつくるために必要なこと ● 男性の育児休業や介護休業の取得が進まない理由について ● ワーク・ライフ・バランスの実現のために必要なこと ● 自治会や議会に女性の参画が進まない理由 ● 女性のリーダーの増加による影響 ● 女性の参画が必要になると思う分野、領域 ● 男女共同参画社会の実現のために学校教育の場で大切になること ● 男女共同参画社会の実現に向けて市が力を入れるべきこと ● 子どもに対する虐待の経験等 ● 高齢者に対する虐待の経験等 ● セクシュアル・ハラスメントの経験等 ● セクシュアル・ハラスメントの被害を受けたときの対応

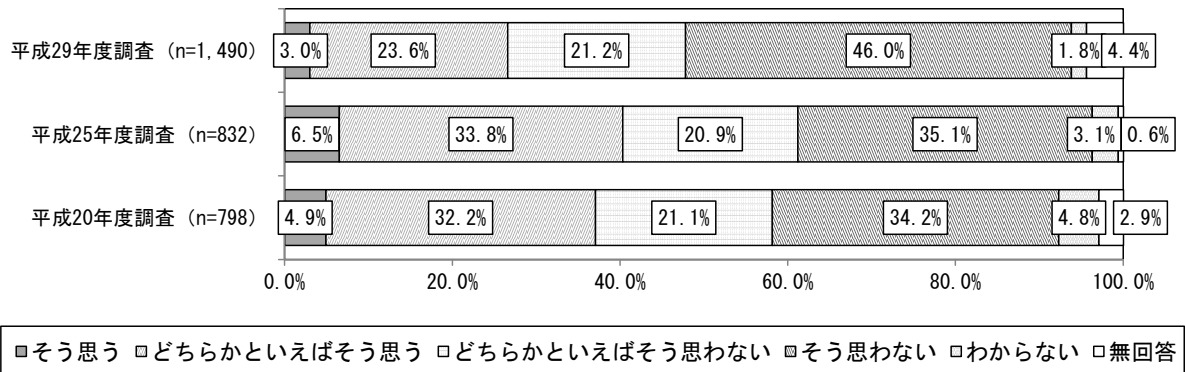
(2) 意識調査の主な概要

① 「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方について

「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方についてたずねたところ、『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合）が26.6%、『そう思わない』（「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた割合）が67.2%で、『そう思わない』が『そう思う』を上回っています。

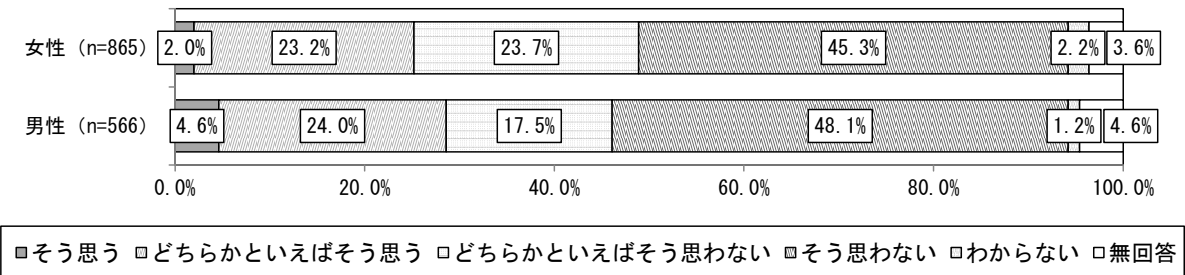
平成25年度調査、平成20年度調査と比べると『そう思わない』が増加しています。

図表 男は外で働き、女は家庭を守るべきという考え方について



男女別にみると、男性は女性と比べて『そう思う』が多くなっています（女性25.2%、男性28.6%）。

図表 男女別 男は外で働き、女は家庭を守るべきという考え方について



「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方について、賛成する人（『そう思う』人）は減少しています。

国調査との比較

内閣府の世論調査（平成28年度）では『そう思う』に相当する『賛成』（「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた割合）が約41%、『そう思わない』に相当する『反対』（「どちらかといえば反対」と「反対」を合わせた割合）が約54%となっています。

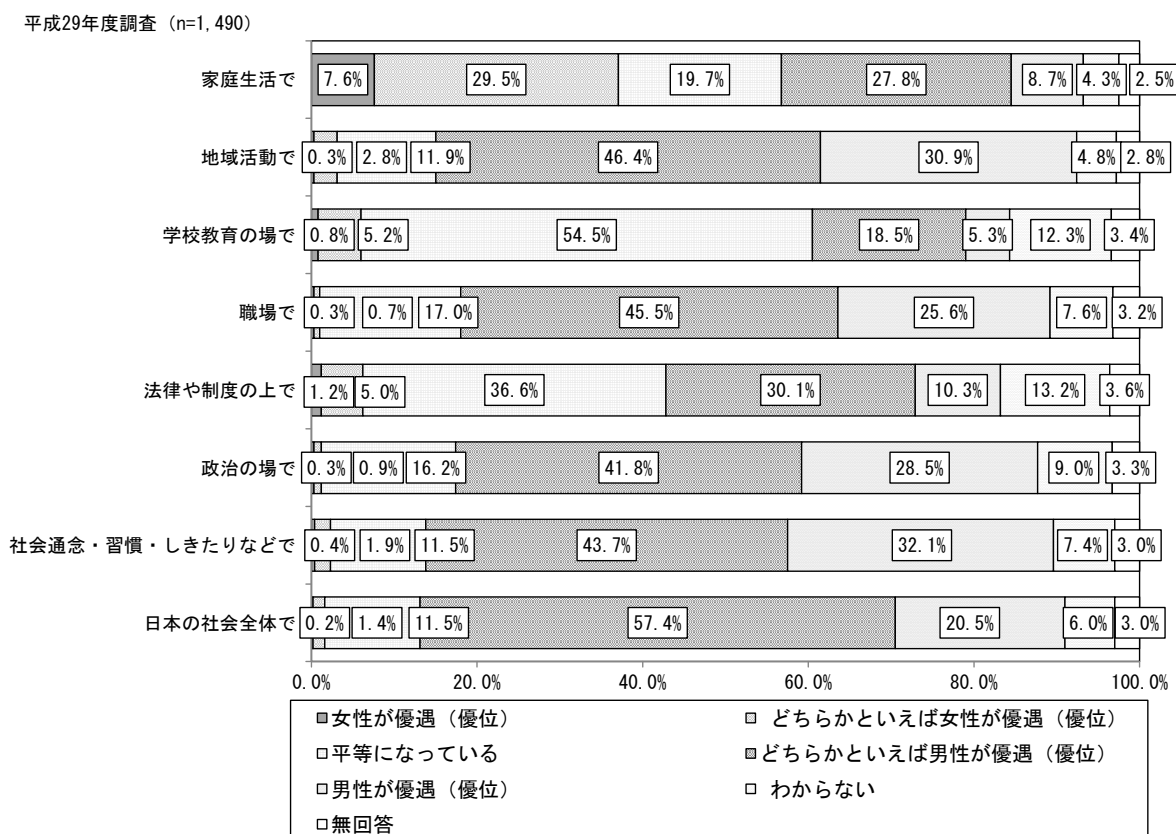
世論調査と比べて本市は「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方をもつ人が少ない状況がうかがえます。

②現在の日本社会の男女の地位について

現在の日本社会の男女の地位について感じることをたずねたところ、「学校教育の場では」「平等になっている」と感じている人が最も多くなっています。しかし、それ以外の場面では、「家庭生活で」を除く、いずれの場面においても『男性が優遇』（「どちらかといえば男性が優遇（優位）」と「男性が優遇（優位）」を合わせた割合）が『女性が優遇』（「女性が優遇（優位）」と「どちらかといえば女性が優遇（優位）」を合わせた割合）を上回っています。

『男性が優遇』と考える人の割合をみると、「地域活動で」「職場で」「政治の場で」「社会通念・習慣・しきたりなどで」、「日本の社会全体で」では7割を超えています。

図表 現在の日本社会の男女の地位について



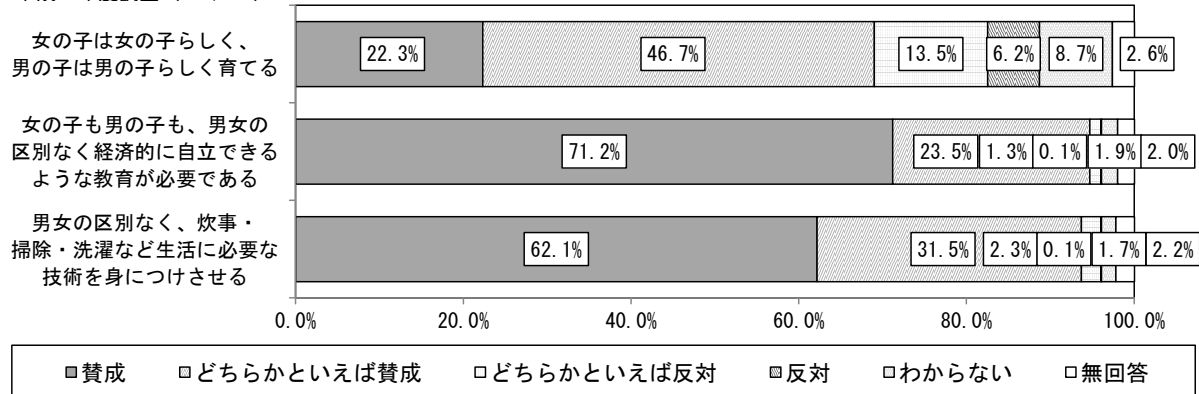
学校教育の場では「平等になっている」と感じている人が5割以上いるものの、多くの場面で『男性が優遇』されていると感じている人が多くなっています。そのため、日本の社会全体の男女の地位について、約8割の人が『男性が優遇』されている社会であると感じていることにつながっていると考えられます。

③子どもの育て方について

子どもの育て方についてたずねたところ、「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てる」については、『賛成』（「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた割合）が69.0%となっています。「女の子も男の子も、男女の区別なく経済的に自立できるような教育が必要である」、「男女の区別なく、炊事・掃除・洗濯など生活に必要な技術を身につけさせる」については、『賛成』がそれぞれ94.7%、93.6%と、9割を超えています。

図表 子どもの育て方について

平成29年度調査 (n=1,490)



経済的な自立や家事の習得については男女の区別なく必要なことだと考えている人が多くなっています。一方、性別による「らしさ」を意識して子どもを育てることについては賛成する人が約7割と多くなっており、固定的な性別役割分担意識の形成や、子どもの性別によって本人の希望する生き方を保護者等から否定されることにつながりかねないことが懸念されます。

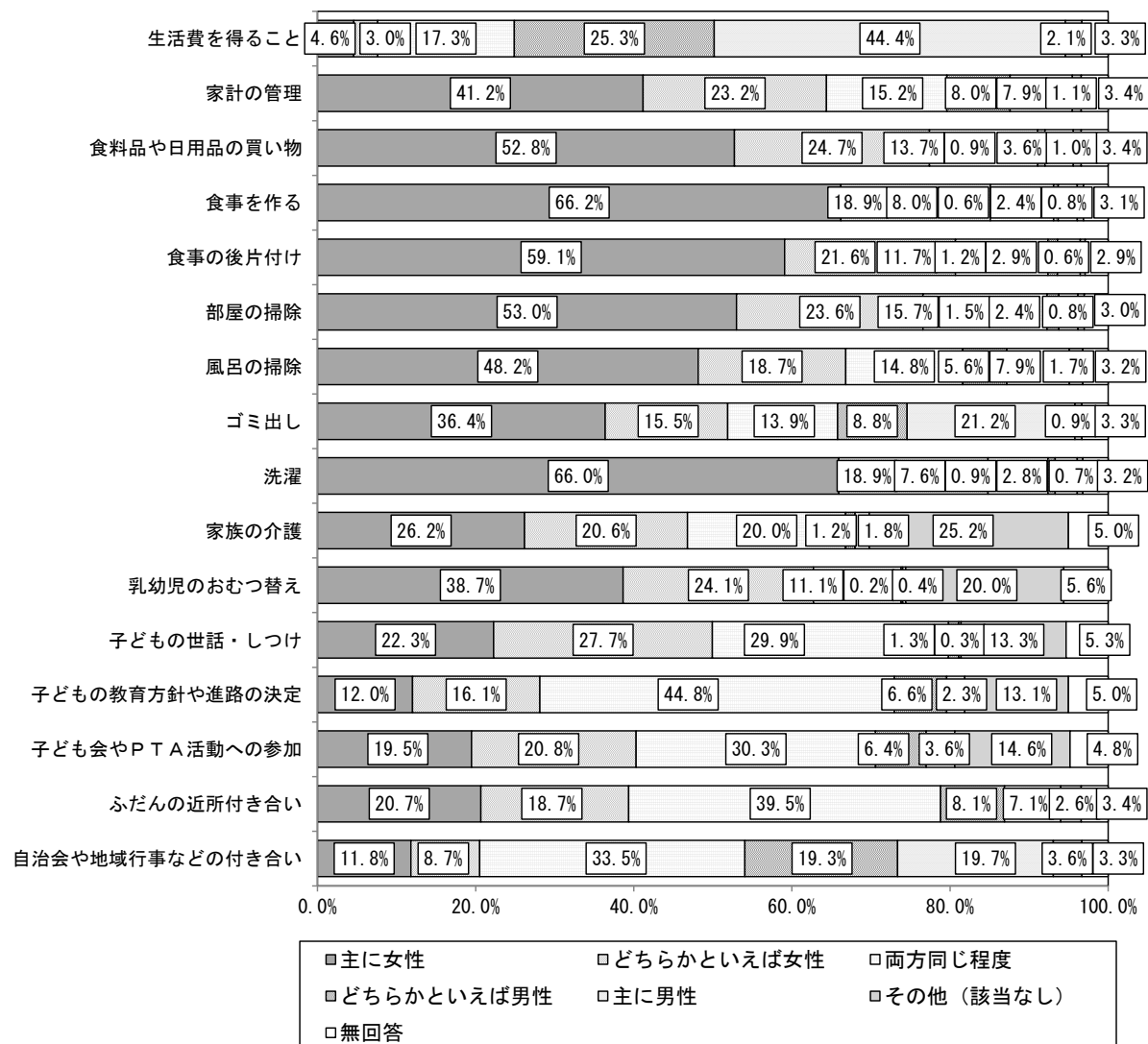
④家庭での役割分担について（「実際」と「希望」）

家庭での現在の役割分担の状況についてたずねたところ、「両方同じ程度」が最も多くなっている役割は、「子どもの教育方針や進路の決定」（44.8%）と「ふだんの近所付き合い」（39.5%）の2項目のみとなっています。

『男性』（「どちらかといえば男性」と「主に男性」を合わせた割合）が最も多くなっている役割は、「生活費を得ること」（69.7%）と「自治会や地域行事などの付き合い」（39.0%）となっています。それ以外の役割については『女性』（「主に女性」と「どちらかといえば女性」を合わせた割合）が最も多くなっており、特に「食事を作る」（85.1%）、「洗濯」（84.9%）、「食事の後片付け」（80.7%）、「食料品や日用品の買い物」（77.5%）、「部屋の掃除」（76.6%）については7割を超えています。

図表 家庭での役割分担について（実際）

平成29年度調査（n=1,490）



希望する家庭の役割分担については、「生活費を得ること」のみ『男性』（「どちらかといえば男性」と「主に男性」を合わせた割合）が最も多く、49.1%となっています。

『女性』（「主に女性」と「どちらかといえば女性」を合わせた割合）が最も多くなっている役割は、「食事を作る」（50.3%）、「洗濯」（50.1%）、「食料品や日用品の買い物」（48.4%）、「家計の管理」（45.5%）となっています。

それ以外の役割については、「両方同じ程度」が最も多くなっています。

図表 家庭での役割分担について（希望）

平成29年度調査（n=1,490）

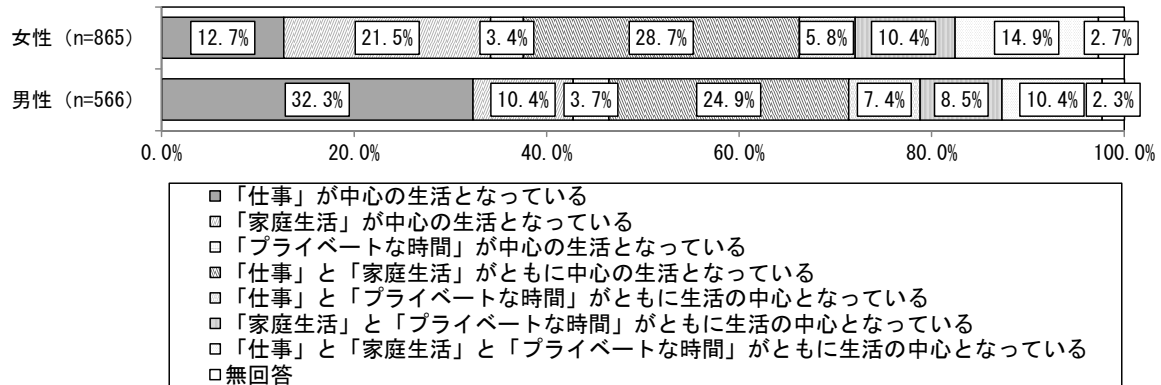


生活費を得ることは男性が担い、食事を作ったり片付けたりすることや掃除等の家事は女性が担っていることが多く、固定的な性別役割分担がある状況がうかがえますが、希望としては、両方同じ程度の役割分担を望む人が多くなっています。特に「食事の後片付け」、「部屋の掃除」、「ゴミ出し」、「家族の介護」、「子どもの世話、しつけ」は、実際は女性が担っていることが多いですが、希望は両方同じ程度の割合を望む人が多くなっています。

⑤働き方・女性の活躍について

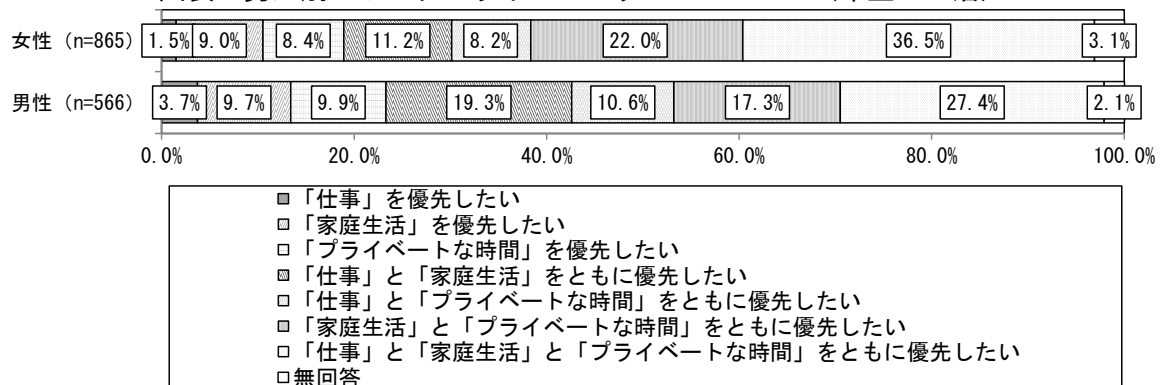
現状のワーク・ライフ・バランスについて男女別にみると、女性は男性と比べて「家庭生活」が中心の生活となっているが多く、男性は女性と比べて「仕事」が中心の生活となっています。

図表 男女別 ワーク・ライフ・バランスについて（現状の生活）



希望のワーク・ライフ・バランスについて男女別にみると、女性は男性と比べて主に「家庭生活」と「プライベートな時間」をとともに優先したい」と「仕事」と「家庭生活」と「プライベートな時間」をとともに優先したいが多く、男性は女性と比べて主に「仕事」と「家庭生活」をとともに優先したい」が多くなっています。

図表 男女別 ワーク・ライフ・バランスについて（希望の生活）



現状では仕事や家庭生活が中心となっている人が多くなっていますが、希望としてはそれらの生活に加えてプライベートな時間も優先したいと考える人が多くなっています。

国調査との比較

世論調査（平成28年度）では、「仕事」と「家庭生活」と「プライベートな時間」をとともに優先したい」が33.0%と最も多く、次いで「家庭生活」と「プライベートな時間」をとともに優先したい」が19.8%、「仕事」と「家庭生活」をとともに優先したい」が14.6%等となっています。

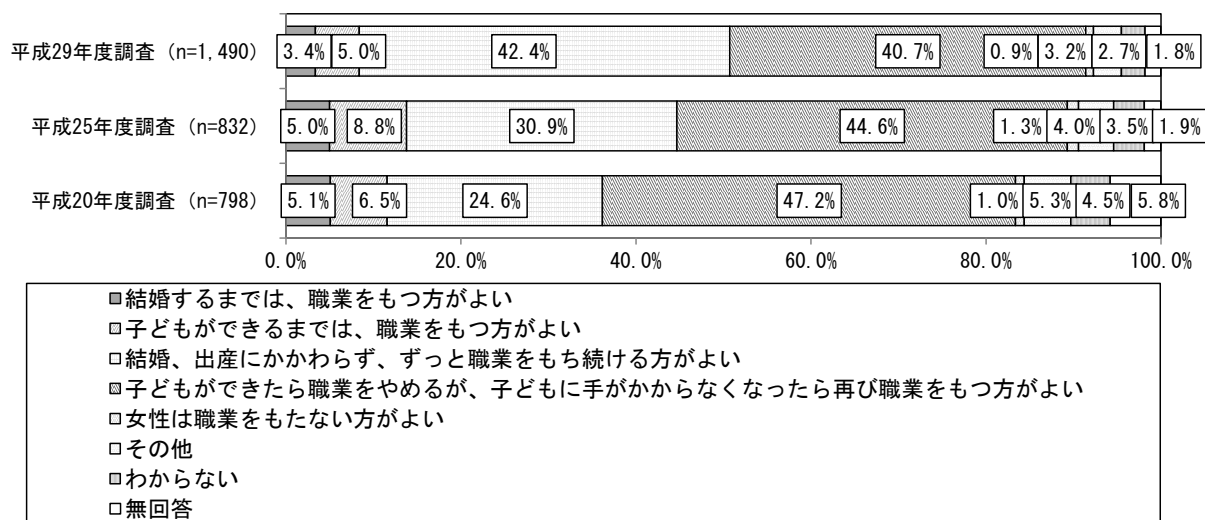
世論調査と比べて本市は、仕事のみを優先している人は少なく、仕事と家庭生活や、仕事と家庭生活とプライベートな時間を優先している人が多くなっており、本市では仕事と家庭生活やプライベートな時間を複合的に生活の中心に位置付ける人が比較的多いと考えられます。

⑥女性が職業をもつことについて

女性が職業をもつことについてたずねたところ、「結婚、出産にかかわらず、ずっと職業をもち続ける方がよい」が42.4%と最も多く、次いで「子どもができたなら職業をやめるが、子どもに手がかからなくなったら再び職業をもつ方がよい」が40.7%等となっています。

平成25年度調査、平成20年度調査と比べると、「子どもができたなら職業をやめるが、子どもに手がかからなくなったら再び職業をもつ方がよい」が減少し、「結婚、出産にかかわらず、ずっと職業をもち続ける方がよい」が増加しています。

図表 女性が職業をもつことについて



※「結婚、出産にかかわらず、ずっと職業をもち続ける方がよい」は、前回までの調査では「結婚、出産にかかわらず、ずっと職業を続ける方がよい」としていました。

※「子どもができたなら職業をやめるが、子どもに手がかからなくなったら再び職業をもつ方がよい」は、前回までの調査では「子どもができたなら職業をやめるが、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」としていました。

「結婚、出産にかかわらず、ずっと職業をもち続ける方がよい」と考える人が増加してきています。

国調査との比較

世論調査（平成28年度）では、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が過半数を占めています。

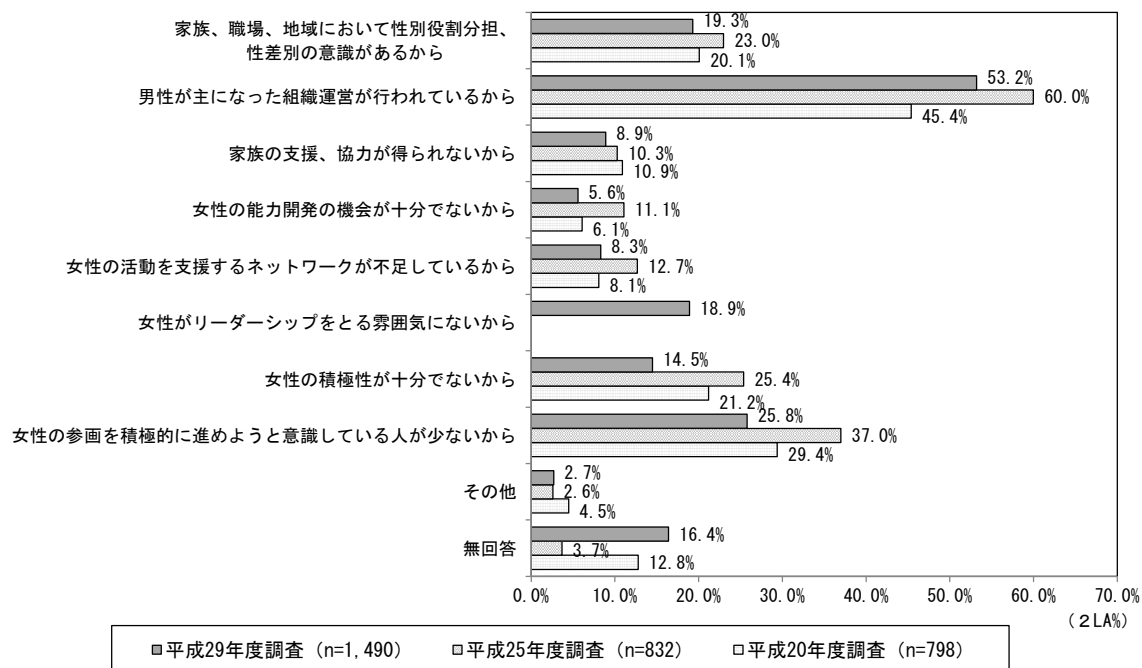
世論調査と比べて本市は、「結婚、出産にかかわらず、ずっと職業をもち続ける方がよい」と考える人は少なく、「子どもができたなら職業をやめるが、再び職業をもつ方がよい」と考える人が多くなっています。

⑦自治会や議会に女性の参画が進まない理由

自治会や議会に女性の参画が進まない理由をたずねたところ、「男性が主になった組織運営が行われているから」が他の回答項目を大きく上回り、53.2%と最も多くなっています。

平成25年度調査、平成20年度調査と比べると、回答の傾向に大きな違いはみられませんが、主に「女性の積極性が十分でないから」と「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ないから」が減少しています。

図表 自治会や議会に女性の参画が進まない理由



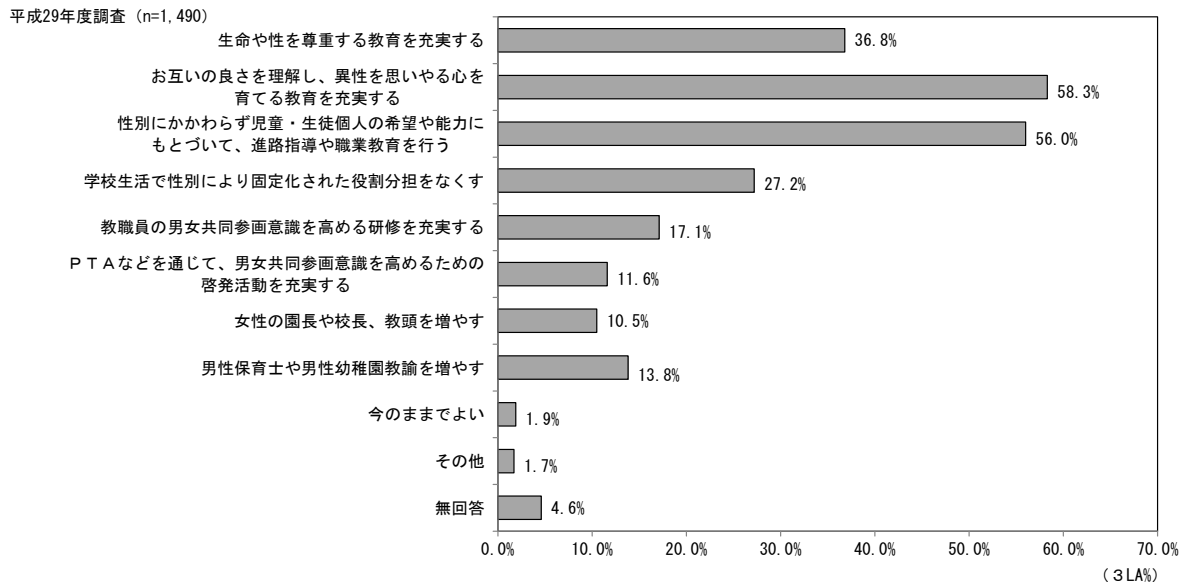
※「女性がリーダーシップをとる雰囲気がないから」は、今回の調査から追加しています。

自治会や議会に女性の参画が進まない理由として、「女性の積極性」や「家族の支援」といった個人の側の理由ではなく、「男性が主になった組織運営が行われているから」といった社会の側に理由があると考え人が多いことがうかがえます。

⑧男女共同参画社会の実現のために学校教育の場で大切になること

男女共同参画社会の実現のために学校教育の場で大切になることをたずねたところ、「お互いの良さを理解し、異性を思いやる心を育てる教育を充実する」が58.3%と最も多く、次いで「性別にかかわらず児童・生徒個人の希望や能力にもとづいて、進路指導や職業教育を行う」が56.0%、「生命や性を尊重する教育を充実する」が36.8%等となっています。

図表 男女共同参画社会の実現のために学校教育の場で大切になること



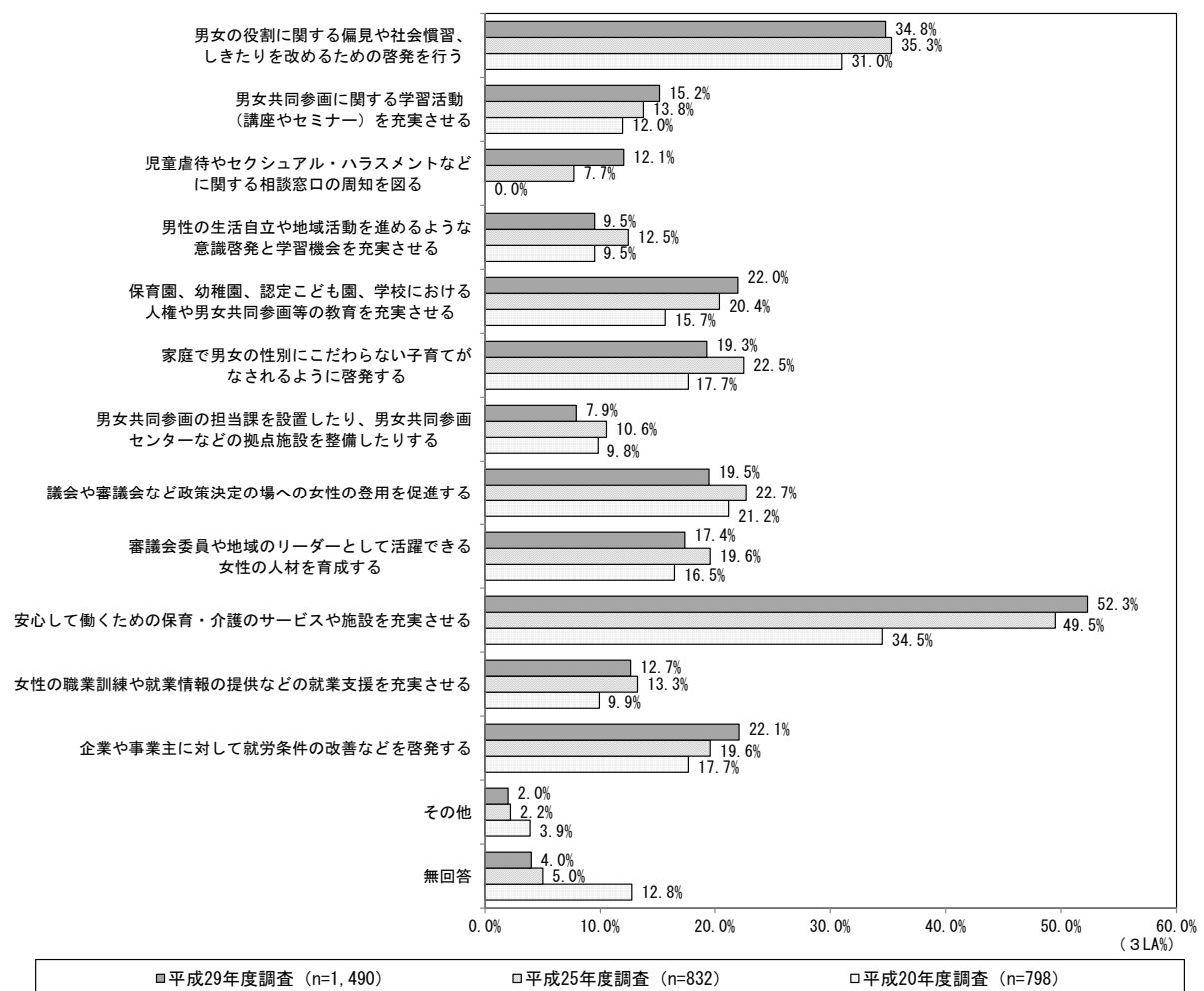
教育現場では、「性別によらず一人ひとりに応じた進路指導」や、「男女の相互理解に向けた教育」が大切であると考える人が多くなっています。

一方、そういった指導や教育を行える人材育成や教育現場の意識の向上が必要と考える人は、回答の選択が3つまでであることから少なくなっていると考えられますが、32ページの「現在の日本社会の男女の地位について」で、学校教育の場で男性が優遇されているという回答が23.8%あることを踏まえ、教育現場での男女共同参画の推進状況の確認が必要です。

⑨男女共同参画社会の実現に向けて市が力を入れるべきこと

男女共同参画社会の実現に向けて市が力を入れるべきことをたずねたところ、「安心して働くための保育・介護のサービスや施設を充実させる」が52.3%と最も多く、次いで「男女の役割に関する偏見や社会慣習、しきたりを改めるための啓発を行う」が34.8%、「企業や事業主に対して就労条件の改善などを啓発する」が22.1%等となっています。

図表 男女共同参画社会の実現に向けて市が力を入れるべきこと



※「児童虐待やセクシュアル・ハラスメントなどに関する相談窓口の周知を図る」は、前回までの調査では「児童虐待やセクシュアル・ハラスメントなどに関する女性の相談窓口を充実させる」としていました。

男女共同参画社会の実現には、子育てや介護を、社会全体で支える仕組みを充実させることが重要と考える人が最も多くなっています。

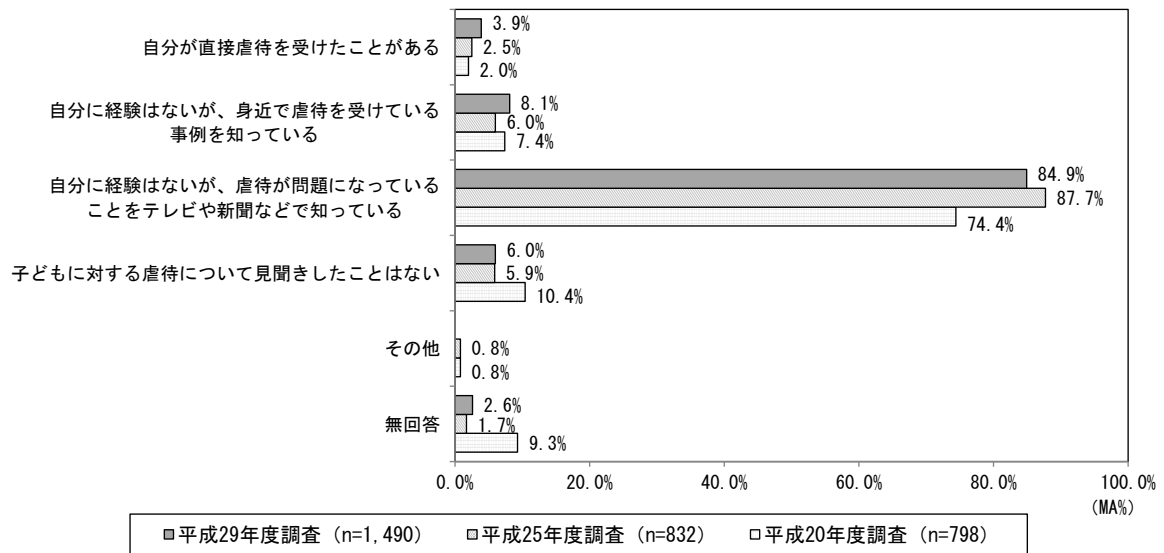
一方、社会慣習等の変化が重要と考える人も多いことから、社会や市民への啓発等の取組を、長期的な視点で継続して行うことが重要であると考えられます。

⑩虐待、セクシュアル・ハラスメントについて

子どもに対する虐待の経験等をたずねたところ、「自分が直接虐待を受けたことがある」が3.9%となっています。

平成25年度調査、平成20年度調査を比べると、「自分が直接虐待を受けたことがある」と「自分に経験はないが、身近で虐待を受けている事例を知っている」がやや増加しています。

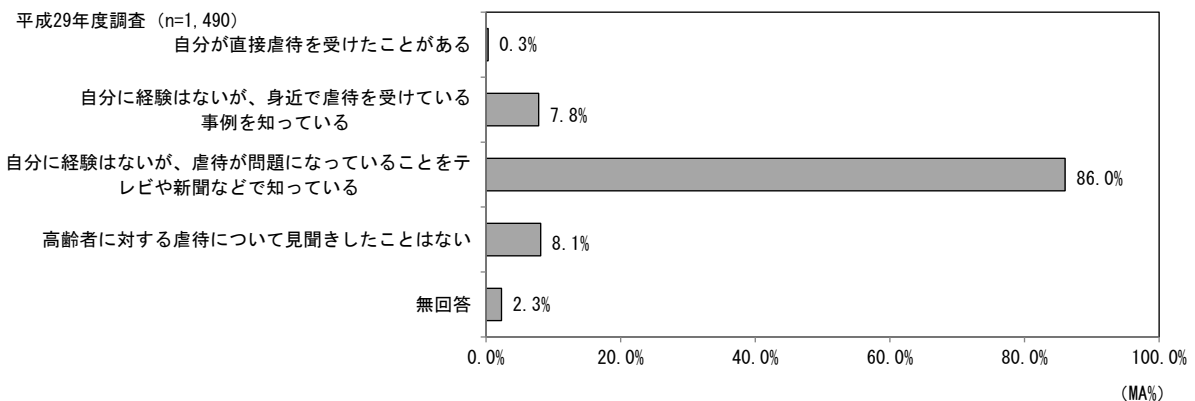
図表 子どもに対する虐待の経験等



※今回の調査には「その他」はありません。

高齢者に対する虐待の経験等についてたずねたところ、「自分が直接虐待を受けたことがある」は0.3%となっています。

図表 高齢者に対する虐待の経験等

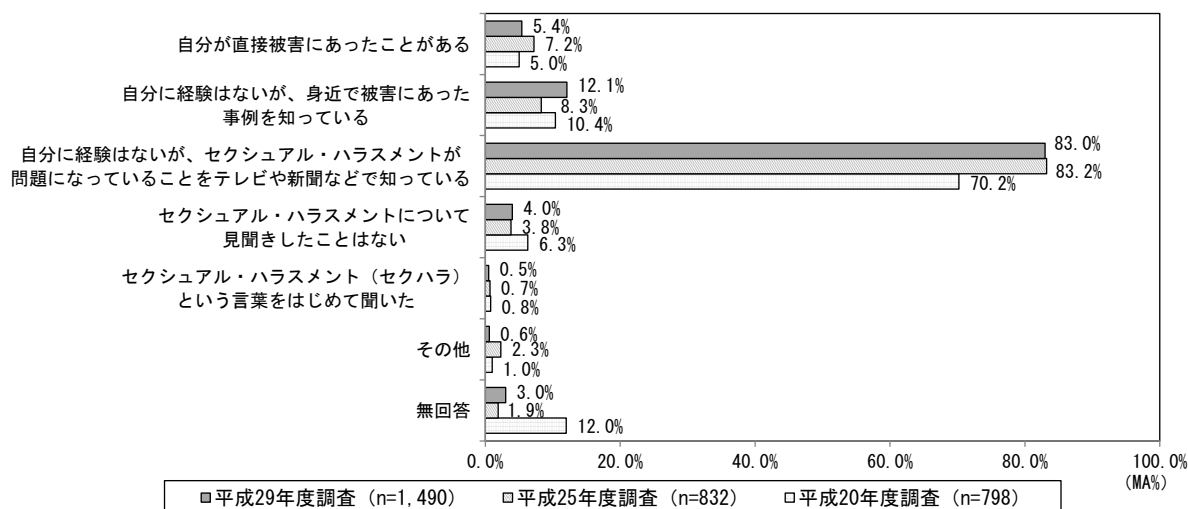


※前回までの調査になかった質問です。

セクシュアル・ハラスメントの経験等をたずねたところ、「自分が直接被害にあったことがある」は5.4%となっています。

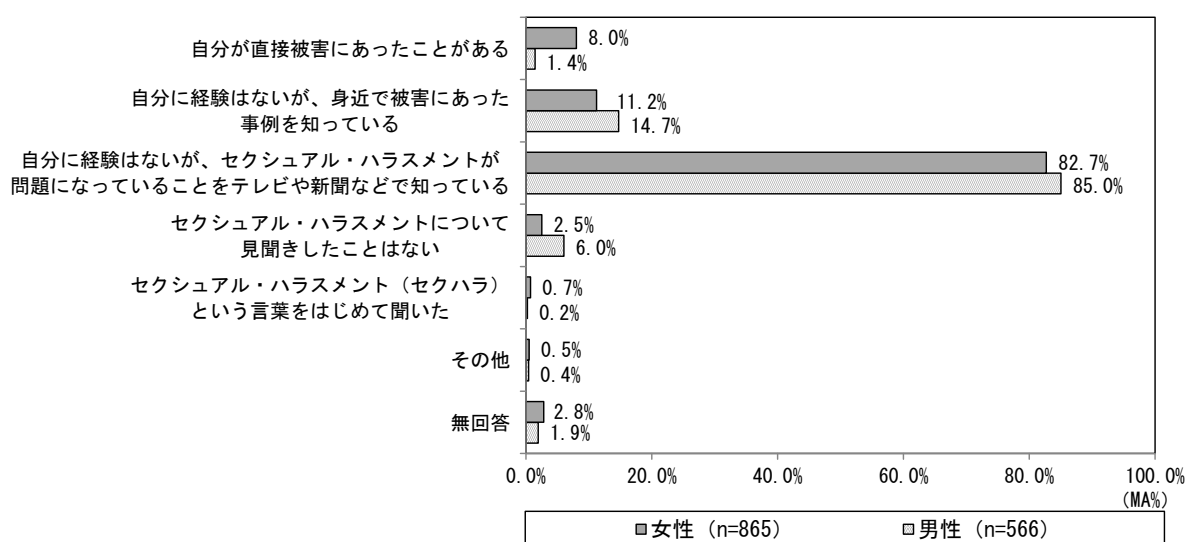
平成25年度調査と比べると、「自分が直接被害にあったことがある」はやや減少しています。

図表 セクシュアル・ハラスメントの経験等



男女別にみると、「自分が直接被害にあったことがある」男性は1.4%ですが、女性は8.0%と男性を大きく上回っています。一方、男性は女性と比べて「自分に経験はないが、身近で被害にあった事例を知っている」がやや多くなっています。

図表 男女別 セクシュアル・ハラスメントの経験等



子どもに対する虐待については、「自分が虐待を受けた経験のある」人や、「身近で虐待事例を知っている」人が増加しています。

高齢者に対する虐待については、「身近で虐待事例を知っている」人が7.8%となっています。

セクシュアル・ハラスメントを受けた経験がある人は、女性が8.0%となっており、男性に比べて多くなっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

女性と男性がお互いの人権を尊重し、かつ対等に責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざすため、以下の基本理念を設定します。

男女がお互いの人権を尊重し、
固定的な性別役割分担意識にとらわれず、
その個性と能力が十分に発揮できる加東市

2 基本目標

基本理念にそって男女共同参画社会の実現を図るため、3つの基本目標を設定し、取組を推進します。

I 男女共同参画社会実現のための基盤づくり

男女共同参画社会実現のためには、まずお互いの人権が等しく尊重されることが大切です。しかし、依然として社会には、性別、年齢、国籍等、様々なことに関わる偏った考え方や意識が存在しており、固定的な性別役割分担意識も社会制度や慣習の中に残っています。

誰もが性別による差別的な扱いを受けたり、固定的な性別役割分担を強いられたりすることなく、一人ひとりの希望を尊重し、個性と能力を生かしながら活躍できる社会をめざし、学校や家庭、地域、職場等、あらゆる場における、男女共同参画を推進します。また、多様なセクシュアリティや生き方についての理解を深められるよう、学びの機会づくりや啓発に取り組めます。

また、男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画に関する相談窓口や情報提供の充実を図ります。

II あらゆる分野における男女共同参画

男女雇用機会均等法の施行から30年以上が経過しましたが、雇用形態や賃金において依然として男女差が存在しており、方針決定の場に参加している女性の割合も低くなっています。また、長時間労働は、ワーク・ライフ・バランスの希望の実現や心身の健康を妨げる要因にもなっており、働き方の見直しが社会的な課題となっています。

このような現状を解決するため、国や兵庫県、事業所等の関係機関との連携を図りながら、男女が共に様々な分野に参画しやすい環境整備を推進する必要があります。一人ひとりが理想とするワーク・ライフ・バランスの実現や、ポジティブ・アクション等による意思決定の場への女性の登用の促進、育児や介護と仕事の両立支援、男性の家庭生活への参画の支援によって、様々な場に男女が共に、主体的に参画できる社会の実現をめざします。

Ⅲ お互いを尊重し合い、安心して暮らせる地域づくり

誰もが安心して過ごすためには、安全が守られ、心身ともに健康に暮らせることが重要です。子育て家庭への支援をはじめ、高齢者等の困難な状況に置かれている人が悩みや困りごとを抱えたまま地域から孤立してしまうことがないよう相談体制の充実を図ります。また、ドメスティック・バイオレンスやハラスメント等を含むあらゆる暴力の根絶に取り組み、住民の誰もが暴力の加害者、被害者にならない社会の実現をめざします。

さらに、生涯にわたり健康に過ごすために、一人ひとりが健康意識を高め、主体的に健康づくりに取り組むことが大切です。特に女性は、妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があり、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の視点から健康の維持・増進を図ることができるよう支援します。

3 施策体系

基本理念

男女がお互いの人権を尊重し、固定的な性別役割分担意識にとらわれず
その個性と能力が十分に発揮できる加東市

基本目標

I 男女共同参画社会実現のための基盤づくり

II あらゆる分野における男女共同参画

III お互いを尊重し合い、安心して暮らせる地域づくり

基本課題

1 男女共同参画推進のための意識啓発

2 家庭や地域、保育・教育の場での教育の充実

3 相談・情報提供の充実

1 政策・方針決定過程への女性の参画

2 男性の家事参画と働き方の見直し

3 雇用分野、農業・自営業、地域社会等の分野における男女共同参画

4 ワーク・ライフ・バランスの推進

1 男女の生涯にわたる健康支援

2 あらゆる暴力の根絶

3 安心して子育てができる環境の整備・充実

4 すべての人が安心して暮らせる環境の整備・充実

施策の基本的な方向

- (1) 男女共同参画社会に向けた広報・意識啓発
- (2) 男女共同参画に関する法制度の周知
- (3) 男女共同参画に関する学習機会の提供と支援
- (4) 幼少期からの男女共同参画に関する理解促進
- (5) 市職員等及び事業所に対する研修の充実

- (1) 男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進
- (2) 教育・福祉・医療関係者等の研修の充実
- (3) 男女共同参画の視点に立った子育ての推進
- (4) 固定的な性別役割分担意識にとらわれないキャリア教育の推進
- (5) 家庭生活における男女共同参画の推進
- (6) 地域社会における男女共同参画の推進

- (1) 各種相談窓口の周知
- (2) 男女共同参画に関する情報提供の充実

- (1) 審議会等の委員への女性登用の促進
- (2) 女性リーダーの育成とネットワークづくり

- (1) 事業所に対する働き方の見直しの啓発
- (2) 育児や介護を担う男性への理解促進
- (3) 男性の育児・介護休業の取得促進
- (4) 男性向けの家事講座の開催

- (1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保
- (2) 就労・起業の希望がある女性に対する支援の充実
- (3) 農業・商工業など、自営業における男女共同参画の推進
- (4) ダイバーシティの推進
- (5) 事業主行動計画の策定の推進
- (6) 防災における女性の参画促進
- (7) 防犯における女性の参画促進
- (8) ボランティア活動や地域活動への参加促進

- (1) ワーク・ライフ・バランスの啓発
- (2) 多様な働き方を可能にする環境整備

- (1) 生涯を通じた心身の健康づくりの推進
- (2) 思春期における保健衛生の推進
- (3) 生涯を通じた女性の健康支援

- (1) 暴力の防止と根絶に向けた意識啓発の推進
- (2) DV・デートDVの防止対策の推進
- (3) あらゆるハラスメント防止対策の推進
- (4) 虐待防止対策の推進
- (5) リベンジポルノ・ストーカー行為等、多様化する暴力の防止についての啓発

- (1) 男女が共に子育てに参画できる環境の整備・充実
- (2) 多様なニーズに対応した子育て支援の充実

- (1) 高齢者・障害者等の保健福祉の充実
- (2) 介護支援策の充実
- (3) 性的マイノリティに対する理解の促進
- (4) 外国人への支援の充実
- (5) 複合的に困難な状況に置かれている女性への支援

第4章 計画の内容

※本章では、男女共同参画の実現を図るための本市の事業だけでなく、市民のみなさまに取り組んでいただきたいことをまとめています。これらを参考に、市民のみなさまもできることから男女共同参画を実践してみましょう。

1 具体的な取組

基本目標 I

男女共同参画社会実現のための基盤づくり

基本課題 1 男女共同参画推進のための意識啓発

1. 現状と課題

男女共同参画社会の実現には、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を解消し、人権尊重を基盤とする男女平等意識を育むことが重要です。本市が平成 20 年度、25 年度、29 年度に実施した意識調査（以下「意識調査」という。）では、固定的な性別役割分担意識に賛成する人は減少傾向にあり、今後も男女共同参画社会への理解を促すための教育や広報・啓発活動を継続して推進することが大切です。そのため、家庭や職場、地域、学校等のあらゆる場面で男女共同参画が実現するよう、市の広報やホームページ等の活用や、セミナー等の学習機会等を通じて、男女共同参画や関連する法制度等の周知・啓発を図ります。また、子どもから高齢者まで、すべての市民が男女共同参画の理解を深められるよう、わかりやすく親しみやすい広報を推進します。

市民のみなさんも取り組みましょう

- 男女共同参画に関する講座・研修等に積極的に参加して、視野を広げましょう。
- 男女共同参画について学んだことを、家庭や職場、地域、学校等で共有し、実践しましょう。
- 市の広報や人権啓発情報紙等に目を通し、人権や男女共同参画について共に考えてみましょう。
- 自分の言動や生活の身の回りに、固定的な性別役割分担意識や慣習等がないか見直してみよう。

2. 行政の取組 ー施策の基本的方向と内容ー

(1) 男女共同参画社会に向けた広報・意識啓発

男女の生き方、働き方に様々な影響を与えている社会通念、慣行等の見直しが行われるよう、男女共同参画に向けた広報・啓発活動を推進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
I-1-(1)-①	多様な媒体を通じた男女共同参画の広報及び意識啓発活動の推進	○男女共同参画セミナーをはじめ、各種講演会や、市ホームページ及び人権啓発情報誌への記事掲載、街頭啓発活動等、多様な機会・媒体を通じて、男女共同参画の広報及び意識啓発を行います。	人権協働課

		○市の広報やホームページでの男女共同参画に関する記事掲載や、ケーブルテレビの自主制作番組により、定期的に啓発します。	秘書室 まちづくり 創造課
I-1-(1)-②	男女共同参画の視点に立った刊行物等の表現の配慮	○男女共同参画の視点での表現ガイドラインを作成します。	人権協働課

(2) 男女共同参画に関する法制度の周知

男女共同参画社会の実現に向けて、国は様々な法制度を整備しています。男女共同参画社会の実現を社会全体の目標として共有するため、男女共同参画に関する法制度の周知を推進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
I-1-(2)-①	男女共同参画に関する法制度の周知	○男女共同参画セミナーをはじめ、各種講演会や、人権啓発情報紙への記事掲載等、多様な機会・媒体を通じて、男女共同参画に関する法制度を周知します。	人権協働課

(3) 男女共同参画に関する学習機会の提供と支援

男女共同参画に関する理解を深めるとともに、社会通念や慣行、固定的な性別役割分担意識の見直しが進むよう学習機会を充実します。また、市民の自主的な学習グループの育成や活動の支援、ネットワークづくりにより、地域で男女共同参画を進めるリーダーを養成します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
I-1-(3)-①	男女共同参画に向けた学習機会の充実	○男女共同参画に関する理解を深めるとともに、固定的な性別役割分担意識の見直しが行われるよう、セミナーや講演会を実施します。	人権協働課
		○年齢・性別を問わず募集する料理教室を実施します。	生涯学習課
		○各図書館において男女共同参画をテーマとする資料展を実施します。	中央図書館
I-1-(3)-②	自主的な学習グループの育成・支援	○男女共同参画セミナー等の実施により自主活動グループを育成し、活動を支援します。	人権協働課

(4) 幼少期からの男女共同参画に関する理解促進

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見は、長い時間をかけて人々の意識に形成されていきます。そのため、幼児期から男女共同参画の視点を身に付け、実践していけるよう、子どもの発達段階に応じて親しみやすく分かりやすい内容の広報・啓発活動を推進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
I-1-(4)-①	幼少期からの男女共同参画に関する啓発	○幼児期人権教育事業（親子セミナー）等の機会に、幼児や保護者を対象とした分かりやすい資料配布等の啓発活動を行います。	人権協働課
		○児童館、保育施設等で幼児とその保護者を対象とした幼児期人権教育事業（親子セミナー）を実施します。	こども教育課

(5) 市職員等及び事業所に対する研修の充実

男女共同参画の視点で行政と市民による協働のまちづくりを推進していくために、行政に携わる市職員や関連団体職員等が率先して男女共同参画についての理解を深めます。また、あらゆる施策の策定や実施にあたって、人権尊重と男女共同参画の視点を取り入れられるよう、研修機会の充実を図ります。事業所に対しても、男女共同参画の理解が深まるよう、研修の充実を働きかけます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
I-1-(5)-①	行政等における男女共同参画の研修の充実	○市職員を対象に男女共同参画の研修を実施します。	人権協働課 人事課
I-1-(5)-②	事業所等における男女共同参画の研修の充実	○企業人権教育協議会と連携し、研修会を実施します。	人権協働課

1. 現状と課題

子どもたちは、周囲の大人のふるまいや会話から人との関わり方や社会の仕組み等、様々なことを学びます。子どもたちが幼い頃から男女共同参画意識を身につけるには、保護者や地域の人々、教職員等との関わりの中で、子どもたちが性別によって異なる取り扱いをされることなく、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重されることが大切です。また、子どもと日常的に接する大人が積極的に男女共同参画を実践していくことも重要です。しかし、本市の意識調査では、「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てる」という考え方に賛成する人が依然として多く、また、家庭の役割分担も女性に偏る傾向がみられます。そのため、家庭や学校、地域等において、子どもと接する大人の固定的な性別役割分担意識を解消し、子どもたちが自分も相手も尊重する姿勢を持ちながら、あらゆる場面において性別による制限を受けることなく、個性と能力を発揮し行動できる主体性を育てていく必要があります。

市民のみなさんも取り組みましょう

- 子どもの意思や個性を尊重し、自分らしい育ちを応援しましょう。
- 家族がられあい、思いやりのある温かい家庭の中で、性別による隔てなく子育てをしましょう。
- 自分たちの子育て体験や暮らしの中の問題を、地域で話し合ってみましょう。
- 子どもが学校や園で学んだことを、家庭内で話し合う機会をつくりましょう。
- 大人が男女共同参画について学び、積極的に実践することで、子どものお手本になるようにしましょう。

2. 行政の取組 — 施策の基本的方向と内容 —

(1) 男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進

子どもの発達段階に応じて幼児期からの男女共同参画の視点に立った教育・保育を推進し、子どもたちが誰もがお互いの人権と個性を尊重し、自分も他者も大切にする男女平等・男女共同参画の見方や考え方を形成できるよう教育内容の充実を図ります。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
I-2-(1)-①	男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	○教育活動全体を通して、男女共同参画の視点に立った取組を実施します。 ○特別活動等においては、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに活動し、お互いの良さを出し合い、協力しながら活動できるようにします。	学校教育課
I-2-(1)-②	男女共同参画の視点に立った幼児教育・保育の推進	○保育教諭が「絶対人権感覚*」の理論及び幼児期の発達段階についての理論を学ぶ研修を実施します。	こども教育課

(2) 教育・福祉・医療関係者等の研修の充実

教職員や保育教諭等の生き方や男女共同参画に対する考え方は、子どもに大きな影響を与えます。授業や事業の実践にあたって男女共同参画の意識を高めるための研修会を設定するなど、研修の充実を図ります。また、青少年教育活動の指導者等の社会教育に携わる人に対しても、様々な機会を活用し、男女共同参画の意識啓発に努めます。さらに、子どもと接する機会の多い福祉や医療の関係者に対しても男女平等・男女共同参画の視点に基づいて対応ができるよう、意識啓発に努めます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
I-2-(2)-①	教職員等に対する男女共同参画・人権教育の推進	○自らの意思によりその個性と能力を發揮し、自分の能力や希望に沿った生き方・働き方を進め、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	人権協働課 学校教育課
I-2-(2)-②	青少年活動の指導者等に対する男女共同参画の推進	○青少年補導委員会やスポーツ少年団等の役員会において、男女共同参画の学習機会や研修の充実を図ります。	生涯学習課 青少年センター
	福祉、医療関係者に対する男女共同参画の推進	○障害福祉サービス事業所等に啓発資料等を配布し啓発します。	社会福祉課
		○母子保健関係者の連絡会において、母子保健に関する情報交換や研修会を実施します。	健康課

(3) 男女共同参画の視点に立った子育ての推進

大人に固定的な性別役割分担意識がある場合、それが子どもに影響し、偏見を生み出す一因となります。大人が子どもに期待する役割や将来像に性別による偏りがないかを見直し、一人ひとりの子どもの個性と能力を伸ばすために男女共同参画の視点に立って大人が子どもと接することができるよう、意識啓発や学習機会の提供に努めます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
I-2-(3)-①	保護者への男女共同参画意識の啓発	○生涯学習課やこども教育課、学校教育課と連携して、保護者世代を対象とした講演会や男性対象の家事講座を実施します。	人権協働課
		○男女共同参画の視点に立ち、子どもの個性を大切にしながら育児や教育が行われるよう、保護者等への啓発や研修・学習機会を充実します。	学校教育課
		○男女共同参画事業と連携し、PTAを対象とした講演会を実施します。	生涯学習課

(4) 固定的な性別役割分担意識にとらわれないキャリア教育の推進

子どもたちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育むキャリア教育*を推進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
I-2-(4)-①	固定的な性別役割分担意識にとらわれないキャリア教育の推進	○各学校においてキャリアノートを活用し、キャリア教育を推進します。	学校教育課

(5) 家庭生活における男女共同参画の推進

家庭生活は、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに家族がお互いを尊重し、共に協力し合うことが大切です。家族が家事、育児、介護等の責任を共に担い、相互に協力できるように、固定的な性別役割分担の見直しを促します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
I-2-(5)-①	家庭生活における男女共同参画に向けての意識啓発と学習機会の提供	○生涯学習課やこども教育課、学校教育課と連携して、保護者世代を対象とした講演会を実施します。	人権協働課
		○男女共同参画事業と連携し、PTAを対象とした講演会を実施します。	生涯学習課

(6) 地域社会における男女共同参画の推進

誰もが暮らしやすい活力ある地域社会をめざして、男女が共に地域社会の発展を支える対等な一員として、あらゆる地域活動に参画できる機会をつくります。また、男女が共に参画する地域づくりの推進には、性別、年齢、障害の有無等を問わず、一人ひとりが地域の一員として主体的に参加できる基盤を築くことが重要です。住民同士が地域について十分に話し合い、共通理解のもとで活動を進めていくよう啓発するとともに、女性の積極的な参画と登用を促します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
I-2-(6)-①	地域活動における方針決定過程への女性の参画促進	○人権啓発情報紙等を通じて女性が自治会へ参加しやすい環境づくりを啓発し、地区役員への女性の登用を促します。	人権協働課
I-2-(6)-②	地域活動への男女の参画機会の充実	○社会体育事業において、地域のスポーツ指導者への男女の参画機会の増加を図ります。	生涯学習課
		○子育て中の人々の社会参加を促進するため、講演会・講座等において託児者を派遣する集団託児事業を行います。	社会福祉協議会

基本課題3 相談・情報提供の充実

1. 現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、男女共同参画の視点から身近な困りごとを解決していくことが必要となります。例えば意識調査では、男女共に「セクシュアル・ハラスメントの経験がある」と回答しており、女性では約1割の人が「経験がある」と回答しています。セクシュアル・ハラスメントの背景には、性別に対する偏見や差別意識が影響していることから、さらなる被害の防止に向けて男女共同参画に関する情報提供や意識啓発に取り組むとともに、被害者が一刻も早く自己の性に対する自尊心を回復できるよう、十分な相談支援に取り組む必要があります。セクシュアル・ハラスメントやDV被害等の人権侵害や暴力に関する相談だけでなく、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見から生じる日常生活における生きづらさ、仕事に関する悩み、親子関係や対人関係に関する悩み等、どのようなことでも男女を問わず気軽に相談でき、本人の気持ちを尊重しながら共に解決を図る体制を整えます。

市民のみなさんも取り組みましょう

- どんな相談窓口があるか、市の広報やホームページで確認しましょう。
- 困りごとや悩みごとを一人で抱え込まず、身近な人や相談窓口で話してみましょう。
- 本市の男女共同参画の取組を、市の広報やホームページで確認しましょう。

2. 行政の取組 ー施策の基本的方向と内容ー

(1) 各種相談窓口の周知

男女共同参画の視点に立って市民の様々な悩みごとや困りごとに対応できるよう、相談体制の充実に取り組みます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
I-3-(1)-①	各種相談体制の充実と窓口の周知	○女性の様々な悩みに専門の相談員が応じる「女性のための相談」を実施するとともに、積極的に周知します。	福祉総務課
		○各福祉センター等における相談所の開設や、市と社会福祉協議会の連携による総合相談を行います。	社会福祉協議会

(2) 男女共同参画に関する情報提供の充実

男女共同参画に関する催しや活動、図書等の情報を広く市民に周知します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
I-3-(2)-①	男女共同参画に関する情報提供の充実	○人権啓発情報紙や市ホームページ等により男女共同参画に関する行事等の広報や図書貸出等の情報提供を行います。 ○街頭啓発活動や人権啓発講演会等の場を利用して啓発します。	人権協働課

基本目標Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画

基本課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

1. 現状と課題

女性が固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、あらゆる場面で個性や能力を発揮し活躍することができる社会は、女性のキャリア形成における可能性を広げるだけでなく、子育てや介護、地域活動等の男女共同参画が進み、誰もが住みよい社会の実現につながります。

国は2003（平成15）年に「社会のあらゆる分野において2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」という目標を掲げ、女性の活躍に関する機運を高めてきました。また、2012（平成24）年には「女性活躍」を政府の最重要課題とし、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進等を通じて、指導的地位に女性が占める割合や女性の就業率の上昇を図ってきました。さらに、2018（平成30）年5月には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立するなど、今後もあらゆる分野で女性の参画が一層拡大することが期待されています。しかし、本市では、2017（平成29）年度時点の審議会に女性が占める比率は国や県に比べて低い状況にあります。また、意識調査では自治会や議会に女性の参画が進まない理由として「男性が主になった組織運営が行われているから」と考える市民が多いことも明らかになりました。あらゆる場面における市民の男女共同参画意識を高め、本市においても女性の活躍を推進していくため、引き続き、政策・方針決定の場への女性の積極的な登用を促進します。また、女性が様々な活動に意欲を持って参画していけるよう、女性リーダー育成のための取組を推進します。

市民のみなさんも取り組みましょう

- 方針決定に様々な立場の人の意見が反映されているかどうか、見直してみましょう。
- 家庭や職場、地域、学校等で、積極的に自分の意見を伝えてみましょう。
- 方針決定の場では、特定の立場の人に偏ることなく、様々な人の意見を取り入れるようにしましょう。
- 地域の組織で女性に役員を引き受けてもらいやすいよう、協力体制をつくりましょう。
- 方針決定の場や指導的な役職等に女性も積極的に参画しましょう。

2. 行政の取組 —施策の基本的方向と内容—

(1) 審議会等の委員への女性登用の促進

審議会、委員会等の委員への女性の積極的な登用を図り、政策・方針決定過程への女性の参画を進めます。また、市の女性職員の管理職への登用や人材育成を進めるとともに、地域の事業所等へ働きかけます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅱ-1-(1)-①	審議会、委員会等の委員への女性の登用促進	○審議会の委員への女性の積極的な登用を図り、女性の政策・運営等の方針決定過程への参画を推進します。	全課
Ⅱ-1-(1)-②	市の女性職員の管理職への登用の促進	○市の女性職員を対象とした研修への積極的な受講を促します。 ○市職員の係長への早期昇任制度を周知・活用し、女性職員の管理職への登用を促進します。	人事課
Ⅱ-1-(1)-③	事業所に対する女性管理職の登用に向けての啓発	○企業PRかわら版や商工会の情報紙を活用し、男女共同参画について啓発するほか、女性管理職の登用に関する情報提供により女性管理職の登用を促進します。	人権協働課 商工観光課

(2) 女性リーダーの育成とネットワークづくり

市内の各分野で活動する女性の情報を収集し、女性リーダーとして意欲を持って活躍していただけるよう人材育成に努めます。また、市内で活動する女性や、市民団体等が互いに交流し、共に活動する機会を設けるなど、ネットワークづくりを推進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅱ-1-(2)-①	女性の人材育成と支援	○男女共同参画セミナーを通じて人材を育成します。 ○人材の情報収集やネットワークづくりを支援します。 ○政治分野における男女共同参画について啓発します。	人権協働課
		○連合婦人会の活動を支援します。 ○連携団体による講演会・セミナー等への参加に係る事務を行います。	生涯学習課
		○寡婦や母子家庭の女性を会員とする婦人共励会の会員相互の交流を深め、支え合い活動を推進します。 ○若年母子家庭のつどいや、ひとり親家庭交流会への参加、会員交流を目的とした野外活動等を実施します。	社会福祉協議会

基本課題2 男性の家事参画と働き方の見直し

1. 現状と課題

わが国においては、家事・育児・介護等の家庭的責任は女性の役割として期待されてきました。そのことは家庭以外の場における女性の活躍を阻むとともに、男性に対しては、仕事中心の生活を期待することによって、男性の家庭生活への参画を困難にしてきました。また、仕事を中心とする男性の生き方は、長時間労働による過労等の健康被害をもたらすほか、仕事以外の地域活動への参画や自己啓発等の機会を奪うことにもつながっています。性別に関わりなく家事・育児・介護等の役割を担い、また、職場・家庭・地域とあらゆる場面において、誰もが活躍できる社会は、男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現できる社会と言えます。そして、これまで家庭生活への参画が十分にできていなかった男性にとって、家事・育児・介護等の多様な経験は、マネジメント力を向上させるほか、多様な価値観を持つことにより職務における視野を広げるなど、キャリア形成につながる重要な機会となっています。意識調査では、男性は仕事を中心の生活になっている人が多く、家庭での役割分担は女性に偏る傾向が明らかになっています。今後、男性が仕事とそれ以外の社会生活や家庭生活との調和を図っていくことができるよう、男性の働き方を見直していく必要があります。また、男女共同参画社会の実現に向けて女性の活躍が進むよう、男性への意識啓発や家事講座の実施等により男性の家庭生活への参加促進を図ります。

市民のみなさんも取り組みましょう

- 一人ひとりが家族の一員として共に協力し合えるよう、家事・育児・介護等、家庭での役割について家族と話してみましょ。
- 男性も家事・育児・介護等に積極的に取り組み、生活に必要な知識や技術等を身につけましょ。
- 家庭内の役割分担に性別による偏りがないか、見直してみましょ。
- 仕事と家庭生活の両立ができるよう働き方を見直してみましょ。

2. 行政の取組 — 施策の基本的方向と内容 —

(1) 事業所に対する働き方の見直しの啓発

男性の長時間労働と女性の家事負担に支えられてきた従来の働き方を見直し、仕事も家事も男女が共に責任を担うことができる社会づくりが必要です。労働者一人ひとりがライフスタイルや希望に応じた柔軟な働き方ができるよう、市内の事業所に対し働き方の見直しを啓発します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅱ-2-(1)-①	事業所に対する働き方の見直しに関する啓発	○柔軟な働き方に関する情報収集に努め、企業PRかわら版や商工会の情報紙を活用して啓発します。	人権協働課 商工観光課

(2) 育児や介護を担う男性への理解促進

男性が仕事と育児・介護の両立を可能にするためには、職場の理解と配慮が必要です。事業所への研修を実施するなど、育児・介護を担う男性が働きやすい環境づくりを進めます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
II-2-(2)-①	育児や介護を担う男性に対する理解促進のための啓発	○育児・介護休業制度に関する情報収集に努め、事業所へ情報提供することで育児や介護を担う男性に対する理解を促進します。	人権協働課 商工観光課

(3) 男性の育児・介護休業の取得促進

育児や介護を担う男性の休暇または休業の取得が進むよう、労働者への育児・介護休業制度の周知や、事業主への両立支援等助成金制度の周知等に取り組みます。また、育児や介護で休暇・休業を取得した経験のある男性のエピソードを紹介するなど、男性が休暇・休業の取得を前向きに捉えられるよう情報提供の充実を図ります。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
II-2-(3)-①	男性の育児・介護休暇、休業の取得促進のための啓発	○育児・介護休業制度に関する情報収集に努め、企業PRかわら版や商工会の情報紙を活用して啓発し、男性の育児・介護休暇、休業の取得を推進します。	人権協働課 商工観光課

(4) 男性向けの家事講座の開催

男性を対象とした料理教室や育児・介護教室等の講座を開催します。その際には、働いている男性に考慮した時間帯や曜日に配慮するほか、育児中でも気軽に参加できるよう託児を実施するなど、より多くの男性が参加できるよう工夫します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
II-2-(4)-①	男性向けの家事講座の開催	○男女共同参画セミナーにおいて、男性対象の料理教室や家事講座等を実施します。	人権協働課

1. 現状と課題

①雇用分野、農業・自営業等の分野における男女共同参画

就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものでもあります。就業を希望する人が性別や年齢、障害の有無等に関わりなく、その能力を十分に発揮することができる社会づくりは、職場における多様な人材の活用をめざす「ダイバーシティ*」の推進にもつながります。

また、そのことは少子高齢化が進むわが国において、経済社会の持続可能な発展や企業の活性化という点からも、重要な役割を持っています。特に、女性の就業促進は職場の多様性を高めるとともに、女性の活躍を推進していく上でも重視されています。

本市の女性の労働力率は国や県と比べて高いですが、年齢階層別にみると、結婚や出産というライフイベントを経験する人が多い世代のうち特に30～34歳で低くなっており、いわゆるM字カーブを描いています。今後、就労を希望する男女がライフイベントに応じた多様で柔軟な働き方を選択し、ワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、子育てや介護を担う労働者が働きやすい職場環境づくりを支援します。

また、女性の活躍推進にあたっては、職場での男女間格差の是正や、就業支援、両立支援制度の利用促進による就労継続支援に取り組み、就労を希望する女性が意欲を持って働ける環境を整えます。このように、男女が対等な立場で互いに協力しながら働くことは、農業や自営業においても重要であることから、経営や仕事での女性の地位を明確にし、その役割が適正に評価され、男女共同参画が進むよう啓発します。

②地域社会における男女共同参画

近年、地域の防災活動や避難所の生活における男女共同参画の必要性が認識されるようになってきました。緊急時において女性や子ども、高齢者、障害者等は、社会的に弱い立場に置かれやすく、必要な支援が十分に受けられないことや、安全が脅かされる危険があります。日頃から、様々な立場にある人が男女共同参画の視点を持って防災・復興に係る意思決定の場や、防犯活動等に参画し、リーダーとして活躍することが求められています。



市民のみなさんも取り組みましょう

- PTA活動・地域活動・自治会活動等に、誰もが対等な立場で積極的に参加しましょう。
- 積極的に地域の学習会や行事等の学習の場に参加して、視野を広げましょう。
- 商工業、農業等の自営業においては、女性の労働へのかかわりを適正に評価しましょう。
- それぞれの立場から、緊急時に必要な支援等について伝えてみましょう。

2. 行政の取組 ー施策の基本的方向と内容ー

(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

事業所に対して、雇用の場における固定的な性別役割分担意識の解消や男性中心の職場慣行の是正、男性を含めた働き方の見直しにより、制度上だけでなく、実質的な男女平等の機会と待遇の確保、多様な働き方ができる環境づくりを進めます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅱ-3-(1)-①	男女の均等な雇用の場の確立に向けた啓発	○職場における男女平等に関する法制度等の情報収集に努め、企業PRかわら版や商工会の情報紙を活用して啓発し、男女の均等な雇用の確立を推進します。	人権協働課 商工観光課
Ⅱ-3-(1)-②	職場での心身の健康管理と母性保護の充実のための啓発	○企業PRかわら版や商工会の情報紙を活用して、心身の健康や母性保護について啓発します。	人権協働課 商工観光課

(2) 就労・起業の希望がある女性に対する支援の充実

就労の希望のある女性が性別を理由とする不利益を被ることなく意欲を持って働き、能力を発揮して活躍することができるよう、就労支援や就労継続支援に取り組みます。また、起業に意欲的な女性に対する積極的な起業支援を行います。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅱ-3-(2)-①	女性の能力開発への支援の充実	○女性のための就労支援セミナーを実施します。	人権協働課 商工観光課
Ⅱ-3-(2)-②	女性の再就職・起業支援の充実	○女性の再就職や起業のための男女共同参画セミナーを実施します。	人権協働課
		○就労に関する相談窓口である加東市就労支援室において就労に関する支援を行います。 ○商工会による創業塾等を実施します。	商工観光課

(3) 農業・商工業など、自営業における男女共同参画の推進

農業や商工業等の自営業において男女共同参画の意識啓発を進め、経営や方針決定過程への女性の参画を進めるとともに、女性の役割が適正に評価され、適切な労働時間や休日の確保等の労働条件が整備されるよう働きかけます。また、女性の経営能力や技術向上を支援します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅱ-3-(3)-①	経営・方針決定過程への女性の参画促進	○「人・農地プラン」検討会の委員へ女性を採用します。	農政課
		○農業委員・農地利用最適化推進委員への女性委員の参画を推進します。	委員会事務局
Ⅱ-3-(3)-②	女性の経済的地位の向上と就業環境の整備	○女性向けセミナー等を実施し、農業経営等への参画を促すことで、女性や夫婦の認定農業者の増加を図ります。	農政課 商工観光課

(4) ダイバーシティの推進

職場において性別、年齢、障害の有無、国籍等に関わらず、就労意欲のあるあらゆる人が活躍できるよう、ダイバーシティの啓発を推進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅱ-3-(4)-①	ダイバーシティ推進のための啓発	○企業PRかわら版や商工会の情報紙等を活用し、ダイバーシティについて啓発します。	人権協働課

(5) 事業主行動計画の策定の推進

「女性活躍推進法」に基づく、民間企業等を対象とした「一般事業主行動計画」の策定が進むよう啓発します。また、市においては策定している「特定事業主行動計画」の取組を推進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅱ-3-(5)-①	事業主行動計画の策定推進のための啓発	○企業PRかわら版や商工会の情報紙等を活用し、一般事業主行動計画について啓発します。	人権協働課

(6) 防災における女性の参画促進

男女共同参画の視点を踏まえ、防災対策を検討するとともに、自治会等の地域コミュニティにおいても、固定的な性別役割分担意識にとらわれない活動を推進できるよう、女性の積極的な参画を促します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅱ-3-(6)-①	防災活動における女性の積極的な参画	○地区単位の自主防災組織ごとに実施している防災訓練等により、女性の参画を啓発します。	防災課
Ⅱ-3-(6)-②	防災活動における女性の人材育成	○地区単位の自主防災組織ごとに実施している防災訓練等により、女性の人材を育成します。	防災課

(7) 防犯における女性の参画促進

男女共同参画の視点を踏まえ、地域における防犯組織の活動支援を行います。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅱ-3-(7)-①	防犯組織・見守り隊等への参画促進と活動支援	○防犯協会への女性会員の参加を啓発します。	防災課
		○青少年補導委員への女性の選出を啓発し、女性補導委員の増加に努めます。	青少年センター

(8) ボランティア活動や地域活動への参加促進

ボランティア活動や地域活動への参加を促し、一人ひとりが個性や能力を発揮して、互いに助け合い支え合う地域づくりを推進します。また、その際には、役割や意思決定が特定の性別や年齢に偏ることがないように、男女共同参画の視点から、あらゆる人々との協働を促します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅱ-3-(8)-①	ボランティア活動や地域活動への参加促進	○男女共同参画の視点を持ち、性別にとらわれずに活躍する地域における男女共同参画リーダーを育成し、市との協働を進めます。	人権協働課
		○ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動に関する相談・コーディネートを行います。 ○各種養成講座やボランティア交流会等を開催し、人材を育成します。	社会福祉協議会

基本課題4 ワーク・ライフ・バランスの推進

1. 現状と課題

国は、2007（平成19）年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」を制定し、長時間労働の削減等、働き方の見直しや、育児や介護等のライフイベントに対応した柔軟な働き方の実現に向けた企業の取組の促進、男性の家庭生活への参画促進、女性の活躍の推進等、様々な取組を展開し、ワーク・ライフ・バランスの実現をめざしてきました。2017（平成29）年に本市が実施した市民意識調査でも、男女共に「仕事」と「家庭生活」と「プライベートな時間」をともに優先したい」と考える人が最も多くなっています。しかし、現状としては、女性は「仕事」と「家庭生活」がともに中心の生活となっている」、男性は「仕事」が中心の生活となっている」という人がそれぞれ最も多く、どちらもプライベートな時間の確保ができていない状況がうかがえます。誰もが希望のワーク・ライフ・バランスを実現し、自分らしく生活することができるよう、多様な働き方を可能にする環境づくりを推進するため、引き続き、働き方の見直しや保育や介護サービスの充実等に取り組めます。

市民のみなさんも取り組みましょう

- 自分の生活について、仕事や家庭生活等のバランスがとれているか見直してみましよう。
- 多様な働き方を実現するために、短時間勤務やフレックスタイム制、在宅就業等、自分の職場にどのような制度があるか調べてみましょう。
- 家族一人ひとりが家庭を支えていることを認識し、特定の人に家庭の役割が偏ることがないように、お互いを思いやり協力し合いましよう。
- 職場の休暇制度を積極的に利用し、家庭生活や趣味を楽しんだり、地域活動やボランティア等に参画したりしましよう。

2. 行政の取組 — 施策の基本的方向と内容 —

（1）ワーク・ライフ・バランスの啓発

固定的な性別役割分担意識によって「男性は仕事」「女性は家庭」と役割を決めてしまわずに、仕事、家庭生活、地域活動、自己啓発等、様々な活動を自ら希望するバランスで選択・実現できるように、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を進めます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
II-4-(1)-①	ワーク・ライフ・バランスの啓発	○人権啓発情報紙や市ホームページ、企業PRかわら版や商工会の情報紙等の様々な媒体を活用してワーク・ライフ・バランスを啓発します。	人権協働課 商工観光課

(2) 多様な働き方を可能にする環境整備

仕事と家庭生活、地域活動等の両立をめざし、働き方を見直して、ワーク・ライフ・バランスの希望や子育て・介護等の状況に応じた働き方ができるよう、意識啓発や環境づくりを進めます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅱ-4-(2)-①	多様な働き方の啓発	○人権啓発情報紙や市ホームページ、企業PRかわら版や商工会の情報紙等の様々な媒体を活用して、多様な働き方を啓発します。	人権協働課 商工観光課
Ⅱ-4-(2)-②	育児・介護休業制度の普及	○人権啓発情報紙や市ホームページ、企業PRかわら版や商工会の情報紙等の様々な媒体を活用して、育児・介護休業を啓発します。	人権協働課 商工観光課
Ⅱ-4-(2)-③	保育環境・介護環境の充実	○こども園、保育所、アフタースクール等で児童を預かり、保護者の就労を支援します。	こども教育課
		○相談窓口や介護保険制度について、各種パンフレット等の配布や広報、市ホームページによる啓発や地域ケアホットミーティング(高齢者の地域ケアづくりのための出前講座)での普及啓発を行います。	高齢介護課
		○地域生活支援事業を利用する障害者等を対象に、利用者の状況に応じた制度により支援します。	社会福祉課

基本目標Ⅲ

お互いを尊重し合い、安心して暮らせる地域づくり

基本課題 1 男女の生涯にわたる健康支援

1. 現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解しお互いに尊重し合うことは、男女共同参画社会形成の前提と言えます。病気にかかる状況は男女で異なることから、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の視点を持って、男女が互いの性差に応じた健康についての理解を深めつつ、生涯にわたる健康を保持していくことが大切です。特に、女性は、その心身の状況が思春期、出産期、更年期、老年期等、人生の各段階に応じて大きく変化することから、長期的、継続的かつ総合的な視点に立って、健康の増進を支援していく必要があります。本市では、女性特有の疾患に対応した検診として、乳がん検診と子宮頸がん検診を実施していますが、受診率は減少傾向にあることから、引き続き、受診を勧奨していく必要があります。また、子どもの頃からこころと体に関する正しい知識を身に付けることにより、男女が共に心身の健康維持に努め、自分らしく多様な生き方を実現することができるよう、地域ぐるみで健康づくりに取り組む環境を整えます。



市民のみなさんも取り組みましょう

- 定期健康診断を受診し、心身の健康維持を心がけましょう。
- 男女の身体的・生理的な特徴や性について正しく理解し、お互いの健康を思いやる意識を育てましょう。
- 性別によってかかりやすい病気や予防策等について理解を深め、定期的な健康診断の受診につなげましょう。
- 妊娠・出産・育児について、家族みんなが理解を深め協力しましょう。

2. 行政の取組 — 施策の基本的方向と内容 —

(1) 生涯を通じた心身の健康づくりの推進

男女の年齢に応じた健康管理やこころと体の健康づくりを支援し、健康を脅かす問題への取組を推進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅲ-1-(1)-①	こころと体の健康づくりの推進	○「まちぐるみ総合健診」において健康診査及びがん検診等を実施します。 ○「加東サンサンチャレンジ～3か月で3kg やせる市民大運動～」を実施し、市民の健康づくりを推進します。 ○産後1年程度の母親を対象に、こころのリフレッシュの大切さを学ぶ「産後ママのリフレッシュ講座と相談会」を開催します。	健康課

		○特定健康診査事業として「まちぐるみ総合健診」を実施するほか、個別健康診査や人間ドック受診費用を助成します。	保険医療課
--	--	--	-------

(2) 思春期における保健衛生の推進

子どもの発達段階に応じてこころと体の健康に関する正しい知識を習得し、自らの生と性に対する自尊心を高め、自分も他者も大切にすることを育てます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅲ-1-(2)-①	思春期における保健衛生の推進	○高校生を対象に妊娠や出産、育児、健康づくりをテーマとした出張講義を実施するほか、妊婦体験グッズ等を貸出します。	健康課
		○小学校体育科（保健）、中学校保健体育科での学習を中心に、発達段階に応じた指導を行います。	学校教育課

(3) 生涯を通じた女性の健康支援

生涯を通じた女性の健康支援に重要な、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」の視点に立った啓発を推進します。また、思春期、妊娠・出産期、子育て期、青壮年期、更年期、老年期という人生の各段階に応じて、女性が主体的に健康の保持・増進を図ることができるよう支援します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅲ-1-(3)-①	妊娠・出産期における女性の健康支援	○妊娠届出をした妊婦に母子健康手帳を交付し、妊娠・出産・育児に関する情報を提供します。	健康課
Ⅲ-1-(3)-②	年齢に応じた女性の健康づくりの推進	○乳がん検診と子宮頸がん検診を実施します。	健康課
Ⅲ-1-(3)-③	「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」の普及啓発	○高校生を対象に妊娠や出産、育児、健康づくりをテーマとした出張講義を実施します。	健康課

1. 現状と課題

女性に対する暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成する上で解決しなければならない重大な課題です。特に、配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の被害の増加は社会問題にもなっており、被害者の子どもへの支援も含めて、的確な対応が求められています。また、被害者が子どもや高齢者、障害者、外国人等の場合には、複合的に困難な状況に置かれている可能性があり、よりきめ細かな支援が必要です。さらに、交際相手からの暴力や性犯罪等では、未成年者を含む若年層が被害者となるケースも増えています。SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）*等を利用した暴力では、その特性から被害からの回復が著しく困難な場合もあり、多様化する暴力への対応策の整備が急がれています。

国は2001（平成13）年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の制定をはじめとして関係法令を整備し、その周知徹底及び厳正な執行と、あらゆる暴力を防止する幅広い取組を推進してきました。しかし、依然として暴力の根絶には至らず、本市でもDV相談件数は増加傾向にあります。そのため、引き続き、あらゆる暴力の防止と根絶に向けて、一人ひとりが互いの人権と尊厳に対する意識を高められるよう啓発するとともに、若年層を対象としたデートDV防止教育を実施するなど、子どもから大人まですべての市民が一体となって、あらゆる暴力を許さない意識を醸成します。また、警察や被害者支援団体等と連携して、被害者の保護と自立に向けた相談支援体制の充実に取り組みます。

市民のみなさんも取り組みましょう

- 自分の日頃のなにげない言動が相手を傷つけていないか、見直してみましょう。
- 虐待やセクシュアル・ハラスメント等について学び、家庭や職場、地域等であらゆる暴力を許さない意識を持ちましょう。
- DVやデートDV等の防止について学び、自分も相手も大切にすると対等な関係を築きましょう。
- 親しい間柄でも、暴力や暴言は許さないという認識をもちましょう。
- 周りの人が被害に遭っていることに気づいたときは、市役所等の相談窓口と話してみましょう。
- 自分が被害を受けた時は、決して一人で悩まず、警察や市役所等の相談窓口や、身近な人に話してみましょう。

2. 行政の取組 —施策の基本的方向と内容—

(1) 暴力の防止と根絶に向けた意識啓発の推進

すべての住民の人権意識を高めるとともに、女性に対するあらゆる暴力が、女性の基本的人権を侵害する重大な問題であるという認識を深めることにより、どのような暴力も許さない環境づくりを進めます。また、被害を受けた際に相談窓口や相談方法を周知するとともに、プライバシーに配慮した相談体制の充実を図ります。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅲ-2-(1)-①	女性の人権尊重についての意識啓発の推進	○人権啓発情報紙等を活用した啓発や人権啓発講演会等のあらゆる機会を捉えて、女性の人権をはじめ、様々な人権課題について啓発するとともに、相談窓口を周知します。	人権協働課
		○DV防止の啓発や相談窓口を周知するため、パープルリボンキャンペーンを実施します。	福祉総務課

(2) DV・デートDVの防止対策の推進

DV、デートDV防止の啓発を推進し、被害の未然防止に努めます。また、警察や被害者支援団体、児童相談所等と連携し、被害者の保護と自立に向けた切れ目のない支援に取り組むとともに、DVに巻き込まれた子どもや同伴家族を適切に支援します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅲ-2-(2)-①	DV・デートDVの防止対策の推進	○人権啓発情報紙等を活用した啓発や人権啓発講演会等のあらゆる機会を捉えて女性の人権について啓発します。	人権協働課
		○市内の中学生を対象に、交際相手と互いの人権を尊重する関係を築くことが大切であることを学ぶ、デートDV防止の授業を実施します。	福祉総務課
		○被害者から支援措置の申し出があった場合に、住民基本台帳の閲覧等を制限します。 ○住民基本台帳により事務処理を行う関係各課に、閲覧制限等の制度の周知を行い、加害者からの閲覧等を制限し、適切な情報の共有化を図ります。	市民課

		<p>○被害者の居場所を知られないよう関係者に注意喚起し、情報管理を徹底します。</p> <p>○被害者の自立に向けて、司法手続きに関する情報や相談機関の情報提供をするほか、戸籍等の届出に対して、指導・助言を行います。</p>	
--	--	---	--

(3) あらゆるハラスメント防止対策の推進

あらゆるハラスメントの防止対策を進め、事業所等に対してセクシュアル・ハラスメントをはじめあらゆるハラスメントの防止対策に、より一層取り組んでもらえるよう働きかけ、研修の充実を進めます。また、教育の場においても、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、あらゆるハラスメントの防止に向けて教職員の意識啓発と環境の整備に努めます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅲ-2-(3)-①	市役所等、公的機関におけるハラスメント防止対策の推進	○職員にヒアリングや研修等を行い、意識化・振り返りの機会を提供することにより、ハラスメントの防止につなげます。	人事課
		○各校の管理職に働きかけて、教職員研修の充実を進め、教職員の意識啓発と環境の整備に努めます。	学校教育課
Ⅲ-2-(3)-②	事業所におけるハラスメント防止対策の推進	○企業PRかわら版や商工会の情報紙等を活用し、あらゆるハラスメントについて啓発します。また、企業人権教育協議会による研修の実施を促します。	人権協働課

(4) 虐待防止対策の推進

あらゆる暴力の根絶と防止に向けて、児童、高齢者及び障害者に対する虐待防止対策を推進します。虐待を早期に発見し、適正な支援を行えるよう関係機関との連携を強化します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅲ-2-(4)-①	児童虐待防止対策の推進	○要保護児童対策地域協議会で代表者会議、実務者会議、個別ケース会議を開催し、適切に支援します。	福祉総務課
		○子育て支援プラン検討会を開催し、支援を必要とする母子について虐待防止対策を検討します。	健康課
Ⅲ-2-(4)-②	高齢者虐待防止対策の推進	○高齢者虐待の防止から個別支援にいたる各段階において、関係機関・団体と連携協力し、虐待のおそれのある高齢者や養護者・家族を多面的に支援します。	高齢介護課
Ⅲ-2-(4)-③	障害者虐待防止対策の推進	○虐待疑い等の相談や通報があった場合に、速やかに安全確認と事実確認を行います。状況に応じて関係機関と連携し、保護、養護者への相談、指導及び助言等の虐待解消に向けた支援を行います。 ○障害者虐待の防止や早期発見のための周知を行います。	社会福祉課

(5) リベンジポルノ・ストーカー行為等、多様化する暴力の防止についての啓発

暴力は身体への直接的な攻撃だけでなく、つきまとい、売買春、人身売買、インターネットを利用した誹謗中傷等、様々な形態で表れます。中には被害からの回復が著しく困難なケースもあることから、多様化する暴力について啓発し、被害の未然防止に努めます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅲ-2-(5)-①	多様化する暴力の防止に関する啓発	○青少年センターと協力して、街頭啓発活動等により暴力の防止について啓発します。	人権協働課
		○研修会の実施や街頭啓発活動等により、情報モラルについて周知し、リベンジポルノ等の防止を啓発します。	青少年センター

1. 現状と課題

社会における活動や個人の生き方が多様化するなかで、男女共にライフスタイルを柔軟に選択し、理想のワーク・ライフ・バランスや、出産・子育ての希望が叶えられる社会の実現がめざされています。女性の活躍を推進する観点からは、子育てをしながら就労を希望する女性が、仕事と子育てを両立しながら働き続けられる環境の整備が進められてきました。また、2012（平成24）年には子ども・子育て関連3法*が制定され、多様な子育て支援策の充実が図られています。一方で、核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化により、子育てに関して身近な人からの助言や協力を得にくくなっており、子育てに不安や困難を抱えたまま地域から孤立してしまう場合があります。そのため、すべての子育て家庭が地域で安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産・子育てにわたり、切れ目のない支援体制を構築する必要があります。2017（平成29）年に本市が実施した市民意識調査では、男女共同参画社会の実現に向けて市が力を入れるべきこととして、「安心して働くための保育・介護のサービスや施設を充実させる」が最も多く選ばれています。また、女性が働きやすい環境を作るために必要なこととして、「保育所、学童保育、企業内託児所など保育環境を充実させる」が多くなっています。本市は国や県に比べて子育て世代の女性の就業率が高く、子育てと仕事を両立できる環境整備の推進が求められていると言えます。引き続き、男女共同参画による子育て意識を醸成するとともに、多様な保育ニーズに対応できるようサービスの提供体制の確保に努めます。また、子育ての不安を軽減し、すべての子育て家庭が安心して子育てができるように相談体制の充実を図ります。

市民のみなさんも取り組みましょう

- 家族みんなで子育てに協力し、育児の楽しさを分かち合いましょう。
- 未来を担う子どもたちを家庭・地域全体で育てていきましょう。
- 父親も母親も子育て講座やイベント、サークル等に参加して、子育てのネットワークをつくりましょう。
- 子育ての悩みや問題を一人で抱え込まないで、身近な人や「子育て何でも相談」、「家庭児童相談室」等に相談しましょう。

2. 行政の取組 ー施策の基本的方向と内容ー

(1) 男女が共に子育てに参画できる環境の整備・充実

子どもたちが、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、多様な生き方への理解を深めるためには、身近な大人が、家庭生活や子どもへの関わりにおいて、男女共同参画を实践することが大切です。家庭と地域が連携し、保護者をはじめ、子育てに関わるすべての人たちの学習を進め、男女が共に子育てをする意識や地域で子どもを育む意識を高めるとともに、子育てグループの育成や支援を推進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅲ-3-(1)-①	男女共同による子育て意識の醸成	○学校を通じて、小中学生に児童館での親子活動やひろば活動等の参加の機会を提供します。 ○乳幼児とのふれあい体験の場を提供します。	こども教育課
		○妊娠届出をした妊婦とその夫へ母子健康手帳と父子健康手帳を交付し、夫の家事・育児への協力を働きかけます。 ○夫婦で参加するパパママクラスを実施し、沐浴指導、夫の妊婦体験、妊婦体操、試食等を行います。	健康課
Ⅲ-3-(1)-②	子育てに関する講座の充実	○児童館等で、子育て支援講座や兵庫教育大学と連携した講座を実施します。	こども教育課
		○夫婦で参加するパパママクラスを実施し、保健師・栄養士の講話を行います。	健康課
Ⅲ-3-(1)-③	子育てグループの育成・支援	○未就園児とその保護者が、制作活動や料理、様々な季節行事等を楽しむサークル活動が行える場を提供するとともに活動を支援します。	こども教育課
		○自主的な子育てサークルの立上げ支援、活動場所の提供、子育て情報誌による情報提供、NPO*法人やボランティアとの協働による子育てサロンの実施等を行います。	社会福祉協議会

(2) 多様なニーズに対応した子育て支援の充実

家族形態や就労形態等により、育児が特定の性に偏ってしまうことがあります。どのような場合でも、過度の負担を感じることなく育児の喜びや楽しみを感じられるよう、保育ニーズに的確に対応したサービスを提供するとともに、関係機関の連携を強化して相談体制の充実を図ります。また、ひとり親家庭の自立支援に取り組み、安心して子育てができる環境を整えます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅲ-3-(2)-①	多様なニーズに対応した保育サービスの提供	○一時預かり、延長保育、休日保育、病児（病後児）保育、放課後児童健全育成事業（アフタースクール）、ファミリー・サポート・センター事業等の保育サービスを実施します。	こども教育課
Ⅲ-3-(2)-②	子育てに関する相談体制の充実	○市内4か所で地域子育て支援拠点事業を実施します。うち、1か所で利用者支援事業も併せて実施します。	こども教育課
		○家庭訪問や乳幼児健診・相談を実施し、子どもの成長・発達の確認や保護者の育児不安の軽減を図ります。 ○主に未就学の子どもと保護者を対象として、発育・発達の確認や育児相談を実施し、安心して育児ができるよう支援します。	健康課
		○家庭児童相談員等が家庭に関する様々な悩みの相談に応じ、解決方法を一緒に考えます。	福祉総務課
Ⅲ-3-(2)-③	ひとり親家庭が安心して暮らせる環境の整備	○保健師や教育相談支援員、心理士による相談や医師による診察等により、発達障害をはじめ、支援が必要な乳児から成人までの様々なニーズに対応できる総合的な相談を実施します。	発達サポートセンター
		○ひとり親家庭の子どもの保育所等の入所の選考の際に、一定の配慮を行います。 ○保護者の所得の階層区分に基づいて、保育料を減免します。 ○母子家庭等自立支援教育訓練給付金等を対象者へ支給し、ひとり親家庭等に対して経済的支援と自立支援の充実を図ります。	こども教育課 福祉総務課

基本課題4 すべての人が安心して暮らせる環境の整備・充実

1. 現状と課題

男女共同参画社会は、男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ豊かで活力ある社会です。しかし、一方では、非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい人もおり、このような状況に置かれている人々の実情に応じたきめ細かな支援を行うことにより、誰もが安心して暮らせるための環境整備を推進していくことが求められています。また、性的マイノリティ*であることや、高齢者や障害者、日本で暮らす外国人等であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合には、一人ひとりに対する理解を深め、人権尊重の観点からの配慮が必要です。誰もが安心して本市で暮らし、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず、一人ひとりが有する個性や能力を十分に発揮して、喜びや責任を分かち合いながら共に社会に参画していけるよう、人権啓発や福祉施策の充実に取り組みます。

市民のみなさんも取り組みましょう

- 性別や年齢、国籍をこえてお互いに尊重し、支え合いながら、気持ちよく過ごしましょう。
- お互いを助け合い、支え合い、安心して暮らせる地域をつくりましょう。
- 人権について学び、地域に住む様々な人への理解を深めましょう。
- 市が提供する支援や福祉サービス等について確認しましょう。

2. 行政の取組 — 施策の基本的方向と内容 —

(1) 高齢者・障害者等の保健福祉の充実

高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、男女共同参画の視点から健康づくりや介護予防を充実させるとともに、地域で暮らす人が共に助け合い、支え合う福祉のまちづくりに取り組みます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅲ-4-(1)-①	健康づくりと介護予防施策の推進	○まちかど体操教室の新規設置グループへの支援を行います。	高齢介護課
		○各地区の公民館等で、健康チェックや個別健康相談、健康講話や料理教室を実施します。	健康課
Ⅲ-4-(1)-②	共に支え合う地域づくりの推進	○民生児童委員と連携して高齢者の見守りを行い、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、共に支え合う地域づくりに取り組みます。 ○老人クラブの活動について、相談に対応します。	高齢介護課

		○住民が自ら公民館等を活用した「ふれあいいいきサロン（喫茶）」や見守り活動等に取り組む小地域福祉活動を支援します。	社会福祉協議会
Ⅲ-4-(1)-③	生活支援の充実	○日常生活の自立支援のため、個々の状況に応じた相談を実施し、適切にサービスを提供します。	社会福祉課

(2) 介護支援策の充実

介護の負担が特定の性に偏ることを防ぐために、地域包括ケアシステムの推進により、身近な地域で安心して介護を支える体制の充実を図るほか、両立支援制度について啓発し、男女共に介護を担うことができる環境を整えます。また、男性介護者が孤立せずに安心して介護を担えるよう、相談体制の充実を図ります。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅲ-4-(2)-①	安心して介護できる環境の整備	○介護用品給付事業やひとり外出見守り・徘徊SOSネットワーク事業、お出かけ安心GPS事業等の介護者支援事業を展開します。	高齢介護課
		○重度心身障害者（児）が自立して生活できるよう住宅改修費を助成し、生活の利便性向上と介護者の負担軽減を図ります。	社会福祉課
		○ひとり暮らし高齢者を対象に、食事の配食・会食サービスを行います。 ○福祉車輛により、車いす利用者の通院を支援します。	社会福祉協議会
Ⅲ-4-(2)-②	介護に関する相談体制の充実	○生活や介護に関する本人・家族・関係機関等の相談、権利擁護に関する相談、認知症ケアについての相談に対応します。	高齢介護課
		○介護者からの障害者等の介護に関する相談に、専門的な知識や経験をもつ職員が応じます。 ○相談に幅広く対応するため、必要に応じて関係機関と連携し支援します。	社会福祉課

(3) 性的マイノリティに対する理解の促進

社会的な性別である「ジェンダー」について学ぶとともに、性の多様性について理解を深め、誰もが性的指向や性自認等によって差別や偏見を受けないよう、広報・啓発活動を推進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅲ-4-(3)-①	性的マイノリティに関する啓発	○人権啓発情報紙等を活用した啓発や人権啓発講演会等のあらゆる機会を捉えて、ジェンダーや性の多様性について啓発します。	人権協働課

(4) 外国人への支援の充実

外国人への理解を深めることはダイバーシティを進めていく上でも大切です。本市に居住する外国人が、言語や文化、価値観の違いによって困難な状況に陥らずに本市で安心して暮らすことができる多文化共生社会の実現をめざします。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅲ-4-(4)-①	外国人に対する支援の充実	○人権啓発情報紙等の活用や人権啓発講演会等のあらゆる機会を捉えて、外国人の人権について啓発します。	人権協働課
		○在住外国人の日常生活に関わるニーズを把握し、日本語教育支援や生活情報の提供等を行います。	企画政策課

(5) 複合的に困難な状況に置かれている女性への支援

性的マイノリティであること、障害があること、外国人であること、部落差別の問題等に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合について必要な支援に取り組みます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅲ-4-(5)-①	多様性を踏まえた人権教育や啓発による理解促進	○人権啓発情報紙等の活用や人権啓発講演会等のあらゆる機会を捉えて、様々な人権課題について啓発します。 ○困難な状況にある人に、関係機関が連携して支援します。	人権協働課

2 男女共同参画推進に関する指標

本計画では、各基本目標ごとに施策の進捗状況を測るための指標を以下の通り設定します。

基本目標	指標	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)
I 男女共同参画実現のための基盤づくり			
	男女の地位が平等であると考える市民の割合	11.5%	30.0% (2022年度)
	固定的な性別役割分担意識を持たない市民の割合	67.2%	70.0% (2022年度)
	男女共同参画に係る自主活動グループ数	0グループ	1グループ
	「女性のための相談」事業相談件数	24件	30件
II あらゆる分野における男女共同参画			
	審議会、委員会等における女性委員の割合	26.7%	30%
	市の一般行政職の管理職に占める女性職員の割合	22.1%	30%
	女性のための就労支援セミナー受講者数	20人	累計260人
	女性、夫婦の認定農業者数	2人	3人
	自主防災組織の防災訓練への女性の参加率	5~20%	平均30%
III お互いを尊重し合い、安心して暮らせる地域づくり			
	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	73.4%	75.2%
女性のがん検診受診率	乳がん検診	21.4%	22.6%
	子宮頸がん検診	15.1%	16.3%
	配偶者暴力相談支援センターへの新規相談者数	15人	20人
	家庭児童相談室における相談件数	230件	260件 (2022年度)
	小地域福祉活動事業実施地区数	77地区	85地区

※市の他の計画に基づく指標は、それぞれの計画に基づく目標年度における数値を記載しています。

第5章 計画の推進

1 市の推進体制の確立と率先実行

(1) 現状と課題

男女共同参画に関する施策は広範多岐にわたっており、庁内のすべての課が関係します。各課が様々な事業を行う際に男女共同参画の視点を取り入れることができるよう、協力体制を確立することが重要です。また、男女共同参画に関する施策の推進にあたっては、国・県・近隣市町等との連携を図り、より有効で実効性の高い施策を総合的に実行することも必要となっています。

男女共同参画を進めるためには、すべての市職員が男女共同参画の意義を正しく理解し、率先して事業を遂行していくことが重要であり、市職員のさらなる意識づくりを行う必要があります。さらに、市が一事業者として男女共同参画に向けた取組を率先して行うことで地元企業や地域・団体のモデルとなることも求められており、施策を適切に評価する体制を確立し、内容を充実させていく必要があります。

(2) 施策の基本的方向と内容

① 庁内推進体制の確立

男女共同参画を進めていくために行政が果たす役割は大きく、その取組内容は幅広い分野にわたります。全庁的に男女共同参画の取組を進めるため、庁内推進体制を整備し、人権協働課を中心として庁内関係部署との連携を図ります。また、各課が様々な事業を行う際に、男女共同参画の視点を取り入れることができるよう、協力体制を確立します。

内容	担当課
○全部長等で構成する男女共同参画推進本部において、庁内における横断的な連絡調整を行います。 ○男女共同参画推進ネットワーク会議を実施し、本計画の進捗状況の点検や課題分析、見直しを行い、効果的な事業の展開を図ります。	人権協働課

② 市役所の率先実行

すべての市職員が男女共同参画の意義を正しく理解し、男女共同参画の視点から事業を遂行できるよう、研修会等を実施し職員の意識づくりを進めます。

また、男女共同参画社会の形成をめざすために、市も一事業所として地元企業や地域・団体のモデルとなるよう率先して、女性の採用や昇任への意欲喚起等に取り組み、男女が働きやすい職場づくりを推進します。

具体的施策	内容	担当課
市職員の意識づくりの推進	○職員研修等、あらゆる機会を通じて男女共同参画について啓発するとともに、本計画について周知し、意識を高めます。	人権協働課 人事課

男女共同参画の積極的な推進	○加東市特定事業主行動計画等に基づき、職場環境を見直すとともに、男女共に育児休業が取得できるなど、働きやすい職場づくりを推進します。	人事課
---------------	--	-----

③国・県等関係機関との連携の推進

本計画は、国・県や関係機関、近隣市町との連携を図りながら推進することはもとより、必要に応じて国・県等に対して男女共同参画社会の形成に向けた支援施策の拡充を働きかけます。

具体的施策	内容	担当課
国・県等関係機関との連携	○男女共同参画に関する様々な課題に幅広く対応するため、国・県、近隣市町との連携を図ります。	人権協働課

④進捗状況の調査

毎年、本計画に基づく施策の実施状況や数値目標に対する達成状況を点検して、計画の進捗管理を行います。また、加東市男女共同参画市民会議へ進捗状況を報告し、評価及び提言を受け、当計画の実効性を高めていきます。

具体的施策	内容	担当課
加東市男女共同参画市民会議による評価	○加東市男女共同参画市民会議へ本計画の進捗状況を報告し、市民や地域団体の立場から各種施策への評価及び提言を受けます。	人権協働課

2 活動拠点の整備

(1) 現状と課題

男女共同参画施策を推進するためには、啓発や学習活動、ネットワーク、情報発信、調査・研究等の様々な活動の拠点整備・充実が必要です。兵庫県では、2018（平成30）年4月1日現在、県をはじめ、県内41市町のうち21市（51.2%）において、既に拠点施設が整備され、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な取組が展開されています。今後、本計画の施策を確実に実施する拠点、情報収集・発信や各種相談等、市民や団体の活動のための拠点、さらには市民同士の交流の場として、自由に、気軽に市民が集える拠点施設の整備が必要となってきます。また、DVに関する研究等の情報を収集し、DVの防止や被害者支援への活用を図ります。

(2) 施策の基本的方向と内容

①男女共同参画センターの設置の検討

男女共同参画の推進のために様々な情報収集・発信、各種相談、活動の支援を行う拠点の設置を検討します。また、男女を問わず市民や団体が自由に交流、情報交換を行うことができる場の提供に努め、市民の連携による本計画の促進を図ります。

具体的施策	内容	担当課
男女共同参画センターの設置	○男女共同参画推進のための活動拠点及び市民の交流の場となる男女共同参画センターを設置します。	人権協働課

②加東市配偶者暴力相談支援センターの周知と充実

2017（平成 29）年度に開設した加東市配偶者暴力相談支援センター*の周知により、DV被害者の相談窓口の利用を促し、被害の深刻化を防ぐとともに早期支援につなげます。

具体的施策	内容	担当課
加東市配偶者暴力相談支援センターの周知	○加東市配偶者暴力相談支援センターの相談窓口を周知します。	福祉総務課

③男女共同参画に関する調査研究情報の収集

男女共同参画に関する情報、女性に関する施策・支援等の情報を収集し、調査研究を行うとともに、男女共同参画に関する図書や視聴覚資料の充実を図り、情報提供を行います。また、男女共同参画社会の実現に向けて、市民の意識を高めるとともに、男女共同参画を推進していくための条例づくりに向けた情報収集や調査・研究に取り組みます。

具体的施策	内容	担当課
男女共同参画やDV等に関する調査研究、情報の収集・提供	○男女共同参画に関する情報、女性に関する施策等の情報を収集して、市民に対し情報提供します。 ○男女共同参画やDV・デートDVに関する市民の意識や実態を把握するため、意識調査を実施します。	人権協働課 福祉総務課

3 協働のまちづくりの推進

(1) 現状と課題

男女共同参画社会が住みやすい社会であるという認識を定着させ、本計画を着実に推進するためには、地域においても地域活動に関わる様々な人々と行政が一体となって取り組むことが大切です。

そのために、まちづくりのあらゆる分野において、行政だけでなく、市民団体をはじめとする様々な団体、事業所等との連携と協働が必要です。市民や団体、事業所等との連携を強めるとともに、市民団体、NPO団体等の育成や支援を図り、市民・地域・事業者・市民団体・行政が一体となり、男女共同参画の視点に立ったまちづくりを一層進める必要があります。

(2) 施策の基本的方向と内容

①市民・地域・事業所・市民団体との連携

市民団体をはじめとする様々な団体、事業所等との連携と協働のまちづくりに取り組みます。また、地域一体となって男女共同参画を実現するためにネットワーク形成に取り組みます。

具体的施策	内容	担当課
市民・地域・事業所・市民団体等との連携	市民・地域・事業所・市民団体の活動を支援するとともに、連携を強め、協働のまちづくりを進めます。	人権協働課 全課

参 考 资 料

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成十一年十二月二十二日法律第六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、

基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがある

ことにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければ

ならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の

形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることが出来る。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法 (平成九年法律第七号) は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者 (任期の定めのない者を除く。) の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

最終改正：平成二十九年三月三十一日法律第十四号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十五条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
- 第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）
- 第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その

雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生

活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるもの

は、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を

達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集

に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

- 第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

- 第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

- 第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める

基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定によ

り地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をするこ

とができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その

法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律

第八十九号)の一部を次のように改正する。
別表第一第二十号の二十五の次に次の一
号を加える。

二十の二十六 女性の職業生活における
活躍の推進に関する法律(平成二十七年法
律第六十四号)

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八
十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加え
る。

平成三十八年 三月三十一日	女性の職業生活における 活躍の推進に関する基本 方針(女性の職業生活にお ける活躍の推進に関する 法律(平成二十七年法律第 六十四号)第五条第一項に 規定するものをいう。)の 策定及び推進に関するこ と。
------------------	--

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四 号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日か
ら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定
は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に
一条を加える改正規定及び附則第三十五
条の規定 公布の日

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、
第五十八条第一項、第六十条の二第四項、
第七十六条第二項及び第七十九条の二並
びに附則第十一条の二第一項の改正規定
並びに同条第三項の改正規定(「百分の五
十を」を「百分の八十を」に改める部分に
限る。)、第四条の規定並びに第七条中育
児・介護休業法第五十三条第五項及び第六
項並びに第六十四条の改正規定並びに附
則第五条から第八条まで及び第十条の規
定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法
(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条
第十項第五号の改正規定、附則第十四条第
二項及び第十七条の規定、附則第十八条
(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附

則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等
に関する法律(昭和四十六年法律第六十八
号)第三十八条第三項の改正規定(「第四
条第八項」を「第四条第九項」に改める部
分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の
雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年
法律第三十三号)第三十条第一項の表第四
条第八項の項、第三十二条の十一から第三
十二条の十五まで、第三十二条の十六第一
項及び第五十一条の項及び第四十八条の
三及び第四十八条の四第一項の項の改正
規定、附則第二十一条、第二十二條、第二
十六条から第二十八条まで及び第三十二
条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲
げる規定を除く。)の規定 平成三十年一
月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲
げる規定にあつては、当該規定)の施行前
にした行為に対する罰則の適用については、
なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、
この法律の施行に伴い必要な経過措置は、
政令で定める。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成三十年五月二十三日法律第二十八号)

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職(次条において「公選による公職等」という。)にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」という。)が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、

男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条において単に「基本原則」という。)にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供(次項及び第九条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第六条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(環境整備)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第八条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第九条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

2

加東市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

平成 29 年 4 月 14 日

告示第 78 号

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)第 14 条第 3 項の規定により、加東市男女共同参画プラン(以下「プラン」という。)を策定するため、加東市男女共同参画プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、プランの策定に関する必要な事項について、調査審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 13 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者又はその団体が推薦した者
- (3) 公募による市民
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、プラン策定に関する調査審議が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長(その職務を代理する副委員長を含む。)が定まっていないときは、市長が招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

3 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、市民協働部人権協働課において処理する。

(平 30 告示 46・一部改正)

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日告示第 46 号)

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

3 加東市男女共同参画プラン策定委員会委員名簿

選出区分	氏名	所属等
学識経験者	◎田端 和彦	兵庫大学副学長
学識経験者	○大東 太郎	西脇市教育委員会 人権教育課 人権教育指導員
学識経験者	横山 由紀子	兵庫県立大学経営学部教授
団体推薦者	茂木 美知子	NPO法人女性と子ども支援センター ウィメンズネット・こうべ
団体推薦者	山口 廣子	社人権擁護委員協議会加東部会
団体推薦者	小林 宮子	加東市商工会女性部
団体推薦者	新海 恵里香	まちの拠点づくりコンソーシアム事務局
団体推薦者	本庄 亜矢子	加東市子育てサークル代表
団体推薦者	佐々木 望都	みのり農業協同組合青年部加東支部
公募による市民	植田 真由子	公募による市民

◎委員長 ○副委員長

4 第3次加東市男女共同参画プラン策定経過

	年月日	会議名等	概要
2017(平成29)年度	6月29日	第1回加東市男女共同参画プラン策定委員会	・第3次プランの概要について ・市民意識調査案の検討
	8月23日～ 9月15日	男女共同参画に関する 市民意識調査	・市民4,000人を対象に意識調査を実施 ・回収数1,490票(回収率37.3%)
	3月20日	第2回加東市男女共同参画プラン策定委員会	・市民意識調査の結果報告 ・第3次プランの骨子案について検討
2018(平成30)年度	7月2日	第3回加東市男女共同参画プラン策定委員会	・第3次プランの基本課題及び施策の基本的方向の検討
	10月1日	第4回加東市男女共同参画プラン策定委員会	・第3次プラン案の検討
	11月1日	第5回加東市男女共同参画プラン策定委員会	・第3次プラン案の検討
	12月11日～ 1月9日	パブリックコメント実施	・「第3次加東市男女共同参画プラン(案)」を公表し、市民意見を募集
	1月29日	第6回加東市男女共同参画プラン策定委員会	・パブリックコメントの結果報告 ・第3次プラン案の検討

5 用語解説

【あ行】

用語	説明
アフタースクール事業	児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供することで健全な育成を図る事業です。
育児・介護休業制度	育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）において、育児または家族の介護を行う労働者の仕事と家庭との両立が図られるよう定められています。
SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのことです。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしています。
NPO	「Non Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対する収益配分を目的としない団体を言います。
M字カーブ	女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）をグラフ化したときに現れる、アルファベットのMに似た形の曲線のことです。結婚・出産期に当たる年代に一旦仕事を退職し、育児が落ち着いた時期に再就職をする人が多いということを反映しており、日本人女性の就業状況の特徴を表す用語としても定着しています。
LGBT	レズビアン（Lesbian：女性の同性愛者）、ゲイ（Gay：男性の同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual：両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender：心と体の性が一致しない人）の英語の頭文字を表す言葉です。すべての性的マイノリティを指す言葉ではないため、「Asexual」（アセクシュアル、同性にも異性にも性的欲望を持たない人）の「A」、「Intersex」（インターセックス、身体的に男女の区別がつきにくい人）の「I」、「Questioning」（クエスチョニング、自分の性別や性的指向に確信が持てない人）の「Q」等、LGBT以外のカテゴリーの性的マイノリティを表す単語の頭文字をLGBTにつけることもあります。
エンパワーメント（潜在的能力の開発）	「力をつけること」を意味します。一人ひとりが社会の一員として自らの意識や知識を高めて政治的、経済的、社会的に影響を与え、能力が発揮できる力を身につけていくことを言います。

【か行】

用語	説明
管理的職業従事者	管理職（課長職）以上の職種のことを言い、役職で言えば、工場長や支配人、オーナーといった肩書きが付く役職を指します。経営により近い場所に就き、経営方針に関する計画や決定、監督や統制を行います。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれます。
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、しっかりした職業観等を持ち、社会人・職業人として自立することを教えます。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切に対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）できる人を言います。
子ども・子育て関連3法	平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。「認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付と小規模保育等への給付の創設」、「認定こども園制度の改善」、「地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実」がポイントとなっています。

【さ行】

用語	説明
ジェンダー	生殖器等の違いから人を主に男性または女性に区別する生物学的な性別である「セックス」に対し、社会的・文化的に形成された性別を「ジェンダー」と言います。ジェンダーはセックスの「女らしさ」や「男らしさ」を規定する概念であり、固定的な性別役割分担意識や性差による偏見、「こうあるべき」という社会的規範と本人の希望や指向等の不一致による心理的葛藤や生きづらさにつながるものです。また、実際にはセックスは必ずしも男女に二分されず多様性に富むものであり、さらに、ジェンダーは時代、社会、文化によって異なる非普遍的なものです。
ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index : GGI)	スイスのジュネーブに本部を置く民間団体「世界経済フォーラム」が、経済、教育、政治、保健の4つの分野のデータを基に作成する指数であり、各国内の男女格差を数値化しランク化しており、0が完全不平等、1が完全平等を意味しています。
事業主行動計画	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）に基づき、女性の職業生活における活躍を迅速かつ効果的に進めるために事業主によって策定される計画のことで、雇用環境の整備や、職業生活と家庭生活の両立に関する取組のさらなる推進、男女を通じた働き方改革への取組、ハラスメントへの対策等に取り組むに当たって、計画期間、目標、取組内容及び実施時期を定めるものです。

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ防止法)	離婚した元配偶者や別れた元交際相手が復讐を目的として、以前撮影した相手の公開するつもりのない私的な性的画像を本人に無断でインターネット上等に公開する行為を言う、いわゆる「リベンジポルノ」を防止するための法律です。
指導的地位	議会議員、法人・団体等における課長相当職以上の者、専門的・技術的な職業のうち、特に専門性が高い職業に従事する人のことです。
児童虐待	意図的に身体的・精神的苦痛を与える行為のことで、以下の4種類に分類されます。 ○身体的虐待：殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄等により一室に拘束するなど ○性的虐待：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなど ○ネグレクト：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど ○心理的虐待：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）など また、世界保健機関（WHO）は、商業的その他の搾取（児童労働や児童売春等）を児童虐待の範疇に加えています。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	自らの意思で職業生活を営もうとする女性が個性と能力を十分に発揮できるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るための法律です。
ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）	「ストーカー行為」、「つきまとい等」を繰り返すストーカー行為者に警告を与えるほか、悪質な場合は逮捕することで被害を受けている人を守る法律です。 ○ストーカー行為：特定の人に対し「つきまとい等」を繰り返して行うこと。 ○つきまとい等：特定の人に対する恋愛感情やその他の好意の感情、またはそれが満たされなかったことに対する感情を満たす目的で、その特定の人またはその家族等に対して行う行為のこと。
性的マイノリティ	性別を「男」と「女」のどちらかに規定したり、異性愛が当たり前とみなすような固定的な考えのもとで、性自認や性的指向を理由に差別を受けたり、社会的に不利な立場にある人を言います。（LGBTについての説明を参照）
性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)	1994（平成6）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、生涯にわたって、避妊・妊娠・中絶・出産の過程において、自ら、「いつ」「何人」「子どもを産むか生まないか」を決定する権利のことです。安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと等も含まれます。

性別役割分担意識	男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける意識のことです。「男は仕事、女は家庭」等は、固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。
積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提案することを言います。具体的には、女性の参画比率についての目標設定や男女の参画比率が偏ることがないようにすることがあります。
絶対人権感覚	「絶対音感」のように、自然に偏見や差別意識に気づくことができる人権感覚（教育学者の鈴木正幸氏が提唱された幼児期からの人権教育理論より）のことです。

【た行】

用語	説明
ダイバーシティ	直訳すると「多様性」のことであり、主に職場において、一人ひとりが持つ人種や性別、年齢、信仰等の違いを受け入れ、それぞれを価値として活かすことで、企業の競争力につなげる考え方として使われています。社会においては、セクシュアリティや障害の有無等、一人ひとりの違いを認め合い、また、それぞれの生き方を受容して互いに尊重し合って共生することを意味します。
男女雇用機会均等法	1986（平成 61）年に施行された「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の略称で、求人の募集・採用、従業員の配置、昇進、福利厚生、定年・退職等に関する男女の差別をなくすことが定められています。
デートDV	DV（「ドメスティック・バイオレンス」を参照）のうち、交際相手等、婚姻関係にないカップルの間で起こる暴力のこと。
ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence: DV)	配偶者や交際相手等の親しい関係にある者から受ける暴力のことで、以下の行為があります。 ○身体的暴力：殴る、蹴る、たたく、物を投げつける、押さえつけるなど ○性的暴力：性行為を無理強いする、避妊に協力しない、ポルノビデオを無理に見せるなど ○精神的暴力：バカにする、脅す、何を言っても無視するなど ○社会的暴力：つきあいを制限する、電話やメールをチェックするなど（社会的に隔離し、孤立させる行為） ○経済的暴力：生活費を渡さない、仕事をさせない、収入を取り上げるなど

【は行】

用 語	説 明
配偶者からの暴力及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。「配偶者」には婚姻の届出をしていない「事実婚」を含みますが、2013（平成 25）年の改正により、生活の本拠を共にする交際相手もこの法律の保護の対象となりました。
配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者等の安全の確保及び一時保護、被害者の自立生活促進・保護命令制度・保護施設利用等の援助を行います。
フレックスタイム制	変形労働時間制の一つで、一定期間の総労働時間を定め、その範囲内で出勤時間や退社時間を自由に選択できる制度のことです。
保護命令制度	被害者から申し立てを受けた地方裁判所が、配偶者等からの身体に対する暴力により、被害者の生命または身体に重大な危害を受けるおそれが大いだと認めたとき、当該配偶者等に保護命令を発令する制度です。保護命令には、被害者等への接近禁止命令、被害者への電話等禁止命令、退去命令があります。

【ま行】

用 語	説 明
メディア	情報を人々に伝える機関や事業、システム等のことで、新聞や雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット、Webサイト等があります。

【や行】

用 語	説 明
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けた児童だけでなく、非行児童、障害を持つ児童等の要保護児童を早期発見・早期対応することを目的に設置された市が運営する機関です。こども家庭センター（児童相談所）や警察、保育園、学校等の関係機関が、子どもや家庭に関する情報を共有して、支援内容を協議し、連携して支援しています。

【わ行】

用 語	説 明
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」のことです。一人ひとりが、それぞれの人生の段階（ライフステージ）の状況に応じて、自らの希望するバランスで様々な活動に関わりながら暮らすことができる状態を言います。



第3次加東市男女共同参画プラン



発行日 2019（平成31）年3月

発行 加東市

編集 加東市市民協働部人権協働課

〒673-1493 兵庫県加東市社 50 番地

TEL 0795-42-3301(代)

FAX 0795-42-1735

URL <http://www.city.kato.lg.jp>

